

(一五七) 如此歌參歸。白之。我天皇之御子。於伊呂兄王無及兵。若及兵者。必人咲。僕捕以貢進。爾解兵退坐。故大前小前宿禰。捕其輕太子。率參出以貢進。其太子。被捕歌曰。阿麻陀牟。加流乃袁登賣。伊多那加婆。比登斯理奴倍志。波佐能夜麻能。波斗能。斯多那岐爾那久。又歌曰。阿麻陀牟。加流袁登賣。志多爾母。余理泥旦登富禮。加流哀登賣杼母。故其輕太子者。流於伊余湯也。亦將流之時。歌曰。阿麻登夫。登理母都加比曾。多豆佐賀能。岐許延牟登岐波。和賀那斗波佐泥。此三歌者。天田振也。又歌曰。意富岐美袁。斯麻爾波良夫婆。布那阿麻理。伊賀幣理許叙。和牢賀多多彌由米。許登袁許曾。多多美登伊波米。和賀都麻波由米。此歌者。夷振。

又歌曰
天 だ む
下 に も
軽媛女等
故其の輕太子をば伊余湯に流ちまつりき。亦流たえたまはむとせし時に歌曰ひたまはく。
天 飛 烏
下 鶴 鳥
に 飛 也
も 媛 使
に 行 ぞ
軽媛女等
故其の輕太子をば伊余湯に流ちまつりき。亦流たえたまはむとせし時に歌曰ひたまはく。
天 飛 烏
下 鶴 鳥
に 飛 也
も 媛 使
に 行 ぞ
軽媛女等
故其の輕太子をば伊余湯に流ちまつりき。亦流たえたまはむとせし時に歌曰ひたまはく。

天飛む 軽の少女
羽狹の山の鳩の 下泣きに泣く
(大意) 吾が妻よ(輕大) ひどく泣いたら、人が聞き知つて笑ひそしらう、羽狹の山の鳩のやうに忍び泣きにそつと泣くが可い。
又、歌に曰く。
天飛む 軽をとめ
軽少女等
(歌の) 吾が妻よ、そつと、今一度寄り添うて寝てから別れよ、わが軽の少女よ。
さて、輕太子は伊豫の湯(伊豫國)に流された。島流の前に歌を詠まれた。
天とぶ 鳥も使ぞ 鶴が音の
聞えむ時は 吾が名間はさね
(大意) もう、會ひ見ることも難い、空飛ぶ鳥を使とでも思つて、鶴の聲でも聞ゆるときは、吾がことを問うて見よ。
此の三つの歌は、天田振といふ歌である。

之片下也。其衣通王。獻歌。其歌曰
那都久佐能。阿比泥能波麻能。加岐
賀比爾。阿斯布麻須那。阿加斯且杼
富禮。故後亦不堪戀慕而追往時。
歌曰。岐美賀由岐。氣那賀久那理
奴。夜麻多豆能。牟加閑袁由加牟。
麻都爾波麻多士。(此云ニ山多二豆
者。是今造木者也。)

日 神 本 典

吾名問さね
此の三歌は、天田振なり。又歌曰ひたまはく。
大君を島に放らば
船餘に還將來ぞ
吾妻はゆめ
疊ゆめ
疊と將言
吾妻はゆめ
此の歌は、夷振の片下なり。其の衣通王、歌を獻る。其の歌曰
故後に、亦戀慕不レ堪て、追往ます時に、歌曰ひたまはく。
君が行去
接骨木の迎を將行む
夏草の相偃の演の足踏一
蠣貝に

又、お歌ひになるに、
大君を島に放ぶらば
吾疊ゆめ
言をこそ疊といはめ
島に放ぶらば
船餘り
吾妻はゆめ
疊といはめ
吾妻はゆめ
此歌の大意、大君を(太子)島に流したら、其のあとに残つて居る、平生敷いて居た疊を大事にしてお
け、やがて還つて来る様に。
疊といふものゝ、實は吾が妻のことよ、ゆめ／＼、かはらずに、吾が還るべき日を待て。
此歌は、夷振の片下といふ歌である。
大郎女即ち衣通の王が輕い太子に献げられた歌は。
夏草の相寝の濱の蠣貝に
あかして通れ
(歌の意)夏草の腰き臥してゐる相寝の濱の蠣殻など踏んで、怪我せぬやう注意して、お出なされ。
其の後、戀しさの餘り、太子の跡を追つて伊豫の國へ往く時の歌は。
君が行き
けながくなりぬ接骨木の迎へを行かむ

典 神 本 日

(一五八) 故追到之時。待懷而歌。

曰。許母理久能。波都世能夜麻能。意富袁爾波。波多波理陀豆。意富袁爾斯。那加佐陀賣流。渺母比豆麻阿波禮。都久由美能。許夜流許理母。阿豆佐由美。多亘理多亘理母。能知母登理美流。意母比豆麻阿波禮。又歌曰。許母理久能。波都勢能賀波能。賀美都勢爾。伊久比袁宇知。斯毛都勢爾。麻久比袁宇知。伊久比爾波。加賀美袁加氣。麻久比爾波。麻多麻袁加氣。麻多麻那須。阿賀母布伊毛。加賀美那須。阿賀母布都麻。阿理登。伊波婆許曾爾。伊幣爾母山加米。久爾袁母斯怒波米。如此歌。即共自死。故此二歌者。讀歌也。

此に、山多豆と云へるは、今造木なり。

此に、山多豆と云へるは、今造木なり。

此に、山多豆と云へるは、今造木なり。故追到りませる時に、待懷ひて歌曰ひたまはく。

待には不レ待
上 隠 槻 榻 墓
瀬 国 弓 妻 何 怡
に の 弓 伏 立 汝 定
長 谷 川 の 帆 張 立
齋 杖 を 打 比
後 も 取 見 る 立 立 も
も 取 見 る 立 立 も
弓 伏 立 汝 定
弓 伏 立 江 張 立
妻 何 怡 比
妻 何 怡 比

待つには待たじ

此にやまたづと云へるのは今造木(にはとこ)のことであつた枕詞である。

(歌の)君がおいでになつてから、日かすが経ちました、もうお歸を待つては居られませぬから、妾の方から迎へに行きます。

(一五八) 軽太郎女が、伊豫の湯にお着きになつた時、お待受になつた太子は、斯んな歌をお詠みになつた。

隠りくの 初瀬の山の 大峠には おほをにし ながさだめる

さ小峠には 幅張りたて おほをにし ながさだめる

思妻あはれ 伏る伏りも 桦弓

後も取見る 思妻あはれ 桦弓

(歌の)初瀬の山大峠と小峠に幕張つて死んでも一處にと墓どころまできめておいた、我が深く思ふ妻よ、お愛しい妻。

楓弓や桜弓、日頃手に取りなれた弓どもを、伏せたは伏せたまゝ、立てたは立てたまゝにして、

(古事記原文)

(古訓古事記)

三百八十六

下齋杖瀨にはには鏡真玉に在と云ばこそに國をも將レ傀
如此歌ひて、即ち、共に自ら死せたまひき。故、此の二歌は讀歌なり。

吾思妹家にも將レ往眞玉を掛け眞杖を打ち

残して來て、手に取ることもないと思つたが、今計らずも手に取ることよ、弓ではなくていいと
しい思ひ妻の手を。

又、

歌うて。

こもりくの長谷の川の下つ瀬に眞杖を打ち眞くひには眞玉を掛け眞なす吾が思ふ妻國をもしのばめ

上つ瀬に齋杖には眞玉なす眞玉をかけ吾思ふ妹在りと云はどこそ家にも往かめ

(歌の)鏡の様にかがやき、玉の如く美しい、吾妻が居るなればこそ、故郷も家も戀しく還りた
くもあるが、今は其妻が此方に来てしまつたからには、そんな事はもう何ともない。(初の數句
とを言ひだすまでの序)
此の歌を歌つて、間もなく一人共自害をなされた。此の二つの歌は讀歌といふのである。

(俗語古事記)

允恭天皇

三百八十七

日本神典

(一五九) 穴穂御子。坐石上之穴穂宮。治天下也。天皇爲伊呂弟大長谷王子而。坂本臣等之祖根臣。遣大日下王之許。令詔者。汝命之妹若日下王。欲婚大長谷王子。故可貢。爾大日下王。四拜白之。若疑有如此大命故。不レ出外以置也。是恐隨大命奉進。然言以白事其思尤禮。即爲其妹之禮物。合持押木之玉綬而貢獻。

根臣即盜取其禮物之玉綬。讒大日下王曰。大日下王者。不レ受勅

命曰「汝」妹乎。爲等族之下席而

取横刀之手上而怒歟。故天皇大

怒。殺大日下王而。取持來其王

之嫡妻長田大郎女爲皇后。

(一六〇) 自此以後。天皇坐三神

牀而。晝寢。爾詔其后曰。汝有

所思乎。答曰被天皇之教澤。何

(一五九) 穴穂御子、(安康)石上之穴穂宮に坐まして天下治しめしき天皇、同母弟、大長谷王子の爲めに、坂本臣等が祖、根臣を、大日下王の許に遣して、詔らしめたまへらくは、汝が命の妹、若日下王を、大長谷王子に婚せむとす。彼、貢るべしとのらしめたまひき。

爾に、大日下王、四たび拜みて白したまはく。若如此大命も有らむかと疑へる故に、外にも出さずて置きつ、是恐し、大命の隨に奉進らむと白したまひき。然れども、言以て白す事は、無禮と思ほして、即ち、其の妹の禮物として、押木之玉綬を持たしめて貢獻りき。根

王、即ち、其の禮物の玉綬を盜取りて、大日下の王を讒しまつりけらく。大日下の王は、勅命を受けたまはずして、己が妹や等族の下席に爲らむといひて、横刀の手上取りしばりて怒りまつと白しき。

故、天皇、大く怒りまして、大日下の王を殺して、其の王の嫡妻、長田大郎女を取持來て、皇后と爲たまひき。

(一六〇) 自此以後に、天皇、神床に坐しまして晝寝ましき。爾、

安康天皇

(一五九) 穴穂の御子、石上の穴穂宮(大和國)にお在になつて、天下をお治めになつた。

天皇、同母弟、大長谷の王子の爲に、坂本臣等の先祖なる根の臣と云ふ人を、大日下の王の所に遣は

させられて、

「汝の妹、若日下の王を大長谷の王子に婚はせたい、差上げられい」と、仰せられた。大日下の王は四度拜禮して、

「若し、斯様な大命もあらうかと、平素外出もさせず育て置きました、恐れながら大命の儘に差上ぐるで御座いませう」

と、申されたけれども、言葉ばかりで、申上ぐるは恐多いとて、特に禮意を表するため、押木の玉綬といふ美しい頭飾を献上した。然るに使者の根の臣は、禮物の玉綬を盜取り、大日下の王を讒言して、

「大日下の王は、勅命を奉せずして、己の妹は、あんな者の敷物には爲ない、と申され、刀の柄に手を掛けての御立腹で御座りました」と、奏上した。

天皇は、ひどくお怒りあらせられ、大日下の王を殺して、王の妃長田の大郎女を召寄せて皇后に爲さ

日 神 本 典

(古事記原文) 有^レ所思^ス。於是其大后之先子、目弱王。是年七歲。是王當于其時而遊^ニ其殿下。爾天皇不^レ知^ミ其少王遊^ニ殿下^ニ以^テ。詔^ニ大后^ニ言^{ハシ}。吾恒有^ニ所思^ス。何者。汝之子目弱王。成人之時。知^ミ善殺^ニ其父王^ニ者。還^{ハシ}爲^ニ邪心^ニ乎。於是所^ニ遊^ニ其殿下^ニ目弱王。聞^ニ取此言^{ハシ}。便竊^ニ伺天皇之御寢^ニ。取^ニ其傍大刀^ニ乃^ハ打^ニ斬其天皇之頸^ニ。逃^ニ入都夫良意富美之家^ニ也。天皇御年伍拾陸歲。御陵在^ニ菅原之伏見岡也。

(一六一) 爾大長谷王子。當時童男。即聞^ニ此事^ニ以^テ。慷慨忿怒乃到^ニ其兄黑日子王之許^ニ。曰^ア人取^ニ天皇^ニ爲^ニ那何^ト。然其黑日子王不^レ驚而^{ハシ}有^ニ怠緩之心^ニ。於是大長谷王子脅^ニ天皇^ニ兄^ヲ言^フ。一爲^ニ天皇^ニ。一爲^ニ兄弟^ニ。何無^ニ恃心^ニ。聞^レ殺^ニ其兄^ヲ。不^レ驚而怠^{ハシ}。其の後^ニ天皇は、神床^ニ上に晝寢^をしてお在^ニになつて、皇后に仰せられるには、^一「汝は、何か思うて居る事があるのでないか。」^二「否^{ハシ}、厚いお情を蒙つて居りますから此上何も思ふ事は御座りませぬ」と、お答へになつた。^三皇后の先の夫の子目弱の王、此年七歳にならせられた。丁度、其時御殿の下で遊んで居られるとも御存じなく、天皇は、皇后に^四「朕^は、平素心に掛つて居る事がある。それは目弱の王が成長した後、其の父王を殺した事を知つたらば、復讐の念が起りはすまいかと云ふ事である」と仰せられた。^五御殿の下で、遊んで居られた目弱の王は、此のお言葉を聞き、父君を殺した者は、天皇であつたかと、それから天皇のお眠りになつた頃を窺ひ、お傍にあつた太刀を抜き、天皇のお頸を斬つて、都夫良意富美が家に逃込んでしまつた。^六此の天皇、御壽五十六歲、お陵は菅原の伏見の岡(大和國)に在る。^七(一六一) 大長谷王子は、其頃まだ童髪でお在になつたが、目弱王が、天皇を弑した事を聞いて、

せられた。

(一六〇) 其後、天皇は、神床^ニ上に晝寢^をしてお在^ニになつて、皇后に仰せられるには、^一「汝は、何か思うて居る事があるのでないか。」^二「否^{ハシ}、厚いお情を蒙つて居りますから此上何も思ふ事は御座りませぬ」と、お答へになつた。^三皇后の先の夫の子目弱の王、此年七歳にならせられた。丁度、其時御殿の下で遊んで居られるとも御存じなく、天皇は、皇后に^四「朕^は、平素心に掛つて居る事がある。それは目弱の王が成長した後、其の父王を朕^が殺した事を知つたらば、復讐の念が起りはすまいかと云ふ事である」と仰せられた。^五御殿の下で、遊んで居られた目弱の王は、此のお言葉を聞き、父君を殺した者は、天皇であつたかと、それから天皇のお眠りになつた頃を窺ひ、お傍にあつた太刀を抜き、天皇のお頸を斬つて、都夫良意富美が家に逃込んでしまつた。^六此の天皇、御壽五十六歲、お陵は菅原の伏見の岡(山邊郡)に在る。

日本神典

(一六二) 即握其衿控出。拔レ刀打殺。亦到其兄白日子王而告レ狀。如前。綏亦如黒日子王。即握其衿以引率來。到小治田掘穴而隨立埋者。至埋腰時。兩目走拔而死。

(一六二) 亦與レ軍。圍都夫良意美之家。爾與レ軍待戰。射出之矢如葦來散。於是大長谷王。以矛爲レ杖。臨其内詔。我所相言之娘子者。若有此家乎。爾都夫良意美聞此詔命自參出。解所佩兵而八度拜。白者。先日所問賜之女子。詞良比賣者侍。亦副五處之屯宅以獻。(所謂五村也。宅者。今葛城之五村苑人也。)然其正身所以下參向者。自往古至今時。聞臣連隱於王宮。未聞王子隱於臣之家。是以思。賤奴意富美者。雖竭力戰。更

其の黒日子王。うちも驚かすて、怠緩に心せり。於是、大長谷王。其の兄を召りて、一には天皇にまし、一には兄弟にますを。何も、恃心なく、人の其の兄を殺りまつれる事を聞きつゝ、驚きもせずて、怠におもほせると言ひて、即ち、其の衿を握りて、控出で、刀を抜きて打殺したまひき。亦、其の兄、白日子王に到して、に到りて、穴を掘りて、立ながらに埋みしかば、腰を埋む時に至りて、兩の目走抜けてぞ死せたまひぬる。

(一六二) 亦、軍を興して、圓大臣の家を囲みたまひき。爾、軍を興して、待戦ひて、射出る矢、葦の散来るが如くなりき。於是、大長谷王、矛を杖につかして其の内を臨みまして詔りたまはく。我が相言へる娘女は、若、此の家に有手とのりたまひき。爾に、圓大臣、此の詔命を聞きて、自ら參出で、佩ける兵を解きて八度拜みて、白

慷慨悲憤に堪へず、直ちに兄、黒日子の王の處にいつて、
「天皇を弑し奉つたものがある。如何に致しませう。」

と、仰せられた。

黒日子王は、格別驚いた様子もなく、何だか平氣で居らせられた。大長谷王は兄王に向ひ、「一には天子であり、一には兄弟のことであるのに、賴母敷げもない、兄君の殺された事を聞きながら、驚きもせず平氣で居るといふことが有らうか。」

と罵り、黒日子の王の領元を掘んで、引すり出し、刀を抜いて打殺された。

此より、又、兄、白日子の王の所に行つて、前の如く、天皇の崩御の次第を知せられたのに、此の王も、黒日子の王のやうに、平氣に聞いてお在になつたから、領首を引摶んで、そびき出し、小治田(高市郡)と云ふ處に連れて行つて、穴を掘り、立ちながら生埋めにした處が、腰まで埋めた時、兩の眼玉が飛出して、死んでしまはれた。

(一六二) 大長谷の王は、軍勢を率ゐて、目弱の王の隠れてお在になる、都夫良意美の家を取廻ませられると、彼方でも、亦軍の用意をして待受け、射掛ける矢は葦の花の散るやうであつた。

大長谷の王、矛を杖について、都夫良意美の家の内を臨んで、

日本神典

(古事記原文)

(古訓古事記)

三百九十四

無可勝。然侍レ已。入ミ坐于ニ隨家之王子者。死而不棄。如此白而。亦取ニ其兵。還入以戰。爾力窮矢盡。白ニ其王子。僕者手悉傷。矢亦盡。今更無ニ可爲。今殺吾。故以レ刀刺ニ殺其王子。乃切三頸以死也。

(一六三) 自茲以後。淡海之佐佐紀山君之祖名韓岱白。淡海之久多(此二字以音)綿之蚊屋野。多ニ在猪鹿。其立足者。如ニ荻原。指舉角者。如ニ枯樹。此時相ニ率市邊之忍齒王。幸ニ行淡海。到ニ其野ニ者。各異作ニ假宮ニ而。宿。爾明日。未日出之時。忍齒王。以平心。隨レ乘ニ御馬。到ニ立大長谷王假宮之傍ニ而。詔ニ其大長谷王子之御伴人。未寢坐。早可レ白也。夜既曙訖。可レ幸ニ巖庭。乃進レ馬出行。爾侍ニ其大長谷王之御所一人等。

しけるは、先日に問賜ヘる女子、訶良比賣は侍らはむ。亦、五處の屯宅を副へて獻らむ。(所謂五村の屯宅は、今の葛城の五村の苑人なり)然るに、其の正身參向ざる所以は、往古より、今に至るまで、臣連の王の宮に隠ることは聞けど、王子の臣の家に隠りませることは未だ聞かず。是を以て思ふに、賤奴意富美は、力を竭して戰ふと雖ども、更に、え勝ちまつらじ。然れども、己を恃みて賤家に入坐せらる王予は、死ぬとも棄てまつらじ。如此白して、亦、其の兵を取りて還入りて戰ひき。爾、力窮き矢も盡きぬれば、其の王子に白しけらく。僕は、手悉傷ひぬ。矢も盡きぬ。今は得戦はじ。如何にせむと白しければ。其の王子、然らば更に可レ爲なし。今は吾を殺せよと答詔たまひき。故、刀以て、其の王子を刺し殺せまつりて、乃ち、己が頸を切りて死せにき。

(一六三) 自茲以後、淡海の佐々紀の山君の祖、名は韓岱、白さく。淡海の久多綿の蚊屋野に猪麗多在り。其の立てる足は、荻原の如く、

「我が先に貰受けんと約束した汝の娘は、此家に居るか」

と仰せられた。此れを聞いた都夫良意美は、武器を解き捨て、王の前に進み出で、八度伏拜みて、

「お約束の訶良姫はお側に差上げませう。尙五ヶ村の領分(今の葛城の五村の園丁)をも添へて獻上げませう。併し、只今、訶良姫を連れて参りませぬ譯は、昔から今日まで、臣たるもののが皇族方の邸宅に隠れた事は聞きますが、皇族方が、臣下の邸に隠れさせられた事は承りませぬ。私が如何に力を竭しお相手を致しましても、お勝ち申す事は、無論、出来ますまいが、私を頼んで入らせられた目弱の王を、お棄て申す事は死んでも出来ませぬ。訶良姫は何卒、私が打死をした跡で御召し下さいませ。」

と、申上げて、更に武器を帶び、邸に還り入つて戰うた。やがて、力も窮き、矢端も盡きたので、目弱の王に對ひ、

「私は手創を負ひました。矢も盡きました。最早戦は出來ませぬ。如何致しませう」と、申上げると、「其れでは致方もない、此上は吾を殺してしまへ。」

と、王子は仰せられた。

都夫良意美は、刀で王子を刺殺し、さて我と我が頸を斬つて死んだ。

日本神典

三體古事記

白字多豆物云王子(字多氏三字以音)故。應慎亦宜レ堅ニ御身。即衣中服甲取佩弓矢。乘レ馬出行。候忽之間。自レ馬往變。拔レ矢。射ニ落其忍齒王。乃亦切ニ其身。入レ於ニ馬桶。與レ土等埋。

(一六四) 於是市邊王之王子等。意富禪王袁禪王。(二柱)聞ニ此亂而逃去。故到ニ山代刈羽井。食ニ御糧之時。面驥老人來。奪ニ其糧。爾其二王言ニ不レ惜レ糧然汝者誰人。答ニ曰。我者山代之猪甘也。故逃渡玖須婆之河。至ニ針間國。入ニ其國人名志自牛之家。隱身。役レ於ニ馬甘牛甘也。

(一六四) 指舉たる角は枯樹の如しと白しき。此の時、市邊之忍齒王を相率ひて淡海に幸行して、其の野に到りませば、各々異に假宮を作りて宿りましき。爾、明日未だ日も出でぬ時に、忍齒王、以平心、御馬に乗らし隨。大長谷王の假宮の傍に到立して、其の大長谷王子の御伴人に詔りたまはく。未だ、宿坐さぬにこそ。早く白すべし。夜は既に曙けぬ。獵庭に幸すべしとのりたまひて、乃ち、馬を進め出行しぬ。爾に、大長谷の王の御所に侍ふ人等、うたて物云ふ王子なれば、應慎御身をも堅めたまふべしと白しき。即、衣の中に入甲を服まし、弓矢を取佩かして、馬に乘らして出行まして、候忽之間に、馬より往變ばして、矢を抜きて、其の忍齒王を射落して、乃ち、亦其の身を切りて、馬桶に入れて、土と等く埋みき。

(一六四) 於是、市邊王の王子等、意富禪王、袁禪王。(二柱)此の亂を聞かして、逃去りましき。故、山代の刈羽井に到りまして、御糧食す時に、面驥老人來て、其の糧を奪りき。爾、其の二ばし

(一六三)

その後、近江の國、佐々紀の山の君。名を韓袋といふ者が、

「近江の國の、久多締の蚊屋野と申す處に、非常に澤山の猪や鹿などが居ります。其の群つた足は薄原の薄の如く、さしあげる角は枯樹の林のやうで御座います。」

と、申出でた。

そこで、大長谷の王(雄略)は、市邊忍齒王と連れ立つて、近江の國に、狩獵におい

と、申出でた。

でになつた。其の蚊屋野といふ處に著いて、銘々、別々の假屋を建て、お泊りになつた。

さて、其の翌朝早く、まだ日も出ぬうちに、忍齒の王は、何心なく、御馬に乘つたまゝ、大長谷の王

の假屋の近くにお出になつて、大長谷の王の、お供の者に向ひ、

「まだ、お眼覚ではないさうな、夜は最う明けました。獵場においでなされと申し上げよ。」

大長谷の王のお側の人々は、

「厭な事を仰せられる忍齒の王の事で御座りますから、十分御用心をなさねばなりません、御體もしつかと御武装あらせられませ。」

と申上げた。王は衣の下に鎧を着込み、弓矢を携へ、馬に乗つて、お出かけになつたが、忽ち忍齒の王に追付き、馬を並べて進む間に、矢を抜いて、忍齒の王を馬より射落し、すだぐんに切つて、馬槽に

(古事記原文)

(古訓古事記)

三百九十九

らの王、糧は惜まぬを、汝は誰人ぞと言ひたまへば、我は山代の猪
甘なりと答白しき。故、久須婆の河を逃渡りて、針間國に至りまし、
其の國人、名は、志自牟が家に入りまして、身を隠して、馬甘、牛
甘にぞ役はえいましける。

入れ、土の中に埋めておしまひになつた。

(一六四) 市邊の王の王子、意富祁の王と、袁祁の王は、此の騒動を聞いてお逃になり、山城の國刈羽
井と云ふ處で、辨當を召上つてお在になると、刑罰の點のある老人が来て、其の辨當を奪取つた。

二人の王子は、

「辨當は惜しくはないが。一體汝は何者だ。」

と、お尋ねになると、
「私は山城で、御上の豚を飼つて居る猪飼だ。」

と答へた。

それから、玖須婆の河(河内國)を逃渡り、播磨の國においてになり、その國の人で志自牟と云ふ者の
家に入り、素性を隠して、牛飼ひ、馬飼ひの賤しき仕事を爲ておいでになつたのである。

日本神典

(一六五) 大長谷若建命坐^ニ長谷朝倉宮治天下也。天皇娶^ニ大日下王之妹。若日下部王(無子)又娶^ニ都夫良意富美之女。韓比賣^ニ生御子。白髮命。次妹若帶比賣命。(二柱)故爲^ニ白髮太子之御名代。定^ニ白髮部。又定^ニ長谷部舍人。又定^ニ河瀬舍人也。此時吳人參渡來。其吳人安^ニ讀於吳原。故號^ニ其地謂^ニ吳原也。

(一六六) 初大后坐^ニ日下之時。自日下之直越道。幸^ニ行河内。爾登^ニ山上。望國內者。有^ニ上^ニ堅魚^ニ作^ニ舍屋^ニ之家。天皇令問^ニ其家云。其上^ニ堅魚^ニ作^ニ舍者誰家。答^ニ白志幾之大縣主家。爾天皇詔者。奴乎。己家似^ニ天皇之御舍^ニ而造。即遣^レ人。令^レ燒^ニ其家^ニ之時。其大縣主懼畏。稽首白。奴有者。隨^レ奴不^レ覺而過

(一六六) 初、大后^ニ日下に坐しける時、日下の直越道より河内に幸行しき。爾、山の上に登りまして、國內望^ニせられば、堅魚を上げて、舍屋を作れる家あり。天皇^ニ其の家を問はしめたまはく。其の堅魚を上げて作れる舎は、誰が家ぞと問はしめたまひしかば、志幾之大縣主が家なりと答白しき。爾に、天皇詔りたまへるは、奴や、己が家を天皇の御舍に似て造れりと、のりたまひて、即ち、人を遣して、其の家を焼かしめたまふ時に、其の大縣主^ニ懼畏みて、稽首

雄略天皇

(一六五)

大長谷若健命、長谷朝倉宮(式上郡)にお在になつて、天下をお治めになつた。此の天皇、大日下王の妹、若日下部の王を娶させられたが、御子を生ませられず。又、都夫良意富美の娘、韓姬を娶して、白髮命と、妹若帶姫命を生ませられ、白髮命の御名代として、白髮部をお定めになり、又、長谷部の舍人と、河瀬の舍人をお定めになつた。

(一六六)

皇后が、もと、日下(河内)と云ふ處にお在になつた時、天皇は大和から捷路を取つて、日下の直越道を経て、河内へお行幸になつた。山の上に登つて、四方を眺望あらせられると、棟に鰹魚木を上げて作つた家がある。此の御世に、吳人(支那の南^ニ部)が歸化して來たので、吳原(高市郡)と云ふ處に置かせられた。吳人を置いたから、其處を吳原と謂ふのである。

「彼の鰹魚木を上げてゐるのは、誰の家か。」と問はせられた。

日本神典

作。甚畏。故獻能美之御幣物。(能
美二字以音)布繫白犬著鈴而。
己族名謂腰佩入令取犬繩以
獻上。故令止其者火。即幸行其
若日下部王之許。賜入其犬。令
詔是物者。今日得道之奇物。故
都摩杼比(此四字以音)之物云而。
賜入也。於是若日下部王。令奏天
皇。背日幸行之事。甚恐。故已直參
上而仕奉。是以還上坐於宮之
時。行立其山之坂上。歌曰。久佐加
賀比爾。多知邪加由流。波黑呂久麻
加斯。母登爾波。伊久美陀氣淤斐。
須惠幣爾波。多斯美陀氣淤斐。伊久
美陀氣。伊久美波泥受。多斯美陀氣。
多斯爾波草泥受。能知母久美泥牟。
曾能淤母比豆麻。阿波禮。即令持

白さく。奴にあれば、奴ながら覺らずして過ち作れり、甚畏しと白し
き。故、謝罪の御幣物を獻つる。白き犬に布を繋けて、鈴を著けて、
己が族名は腰佩と謂ふ人に、犬の繩を取らしめて獻上りき。故、
其の火著くることを止めしめたまひき。即ち、其の若日下部王の許
に幸行して、其の犬を賜入れて、詔らしめたまほく。此の物は、今
日道に得つる奇しき物なり、故、つまどひの物と云ひて賜入れき。
於是、若日下部王、天皇に奏さしめたまほく。日に背きて幸行せ
る事、甚恐し。故、己直に參上りて仕奉らむと奏さしめたまひき。
是を以て、宮に還り上り坐す時に、其の山の坂上に行立して、歌た
曰ひたまほく。

日 下 部 の 此方の山と
疊 此方の 薦 平群の山の
立 此方の 山の峠に
榮 る 葉廣隠白樺

三體古事記

「志幾の大縣主の家で御座りまする。」

と御伴の者が申上ぐると、

「奴め、無禮にも、己が家を天皇の宮殿に似せて作つて居るな。」

と仰せられ、早速人を遣つて、其の家を焼き拂はせられようとした。

其の大縣主は懼畏み、謹んで、「賤しい奴の事とて、何も存ぜず、過つて拵へました、どうも恐入りまして御座りまする。」

と、謝罪の獻上物として、白犬に布を懸け、鈴を付け、親族のもの、腰佩と云ふ男に、犬の綱を拽
せて獻上した。それで、其の家に火を付ける事を止めさせられた。

それから、若日下部の王の許においでになつて、彼の犬を贈らせられ、お伴の者をして、

「これは、今日、途中で手に入れた珍しい物であるから、進物にする。」

と言はしめられると、若日下の王は、

「日を背にして御出になりましたのが、甚だ、恐れ多う御座いますから、今日はお目にかかりませ
すに、私の方より、直に罷りいでまして御奉公申しあげませう。」

と、人を以つて申上げられる。

そこで、天皇はお邊になつたが、途中、日下山の坂上に立ち止まつて、こんな御歌を詠ませられた。

日 本 神 典

此歌而返使也。

(一六七) 亦一時天皇遊行。到於美和河之時。河邊有洗衣童女。其容姿甚麗。天皇問其童女汝者誰子。答曰已名謂引田部赤猪子。爾令詔考。汝不嫁夫。今將喚而還坐於宮故其亦猪子。仰待天皇之命。既經八十歲。於是赤猪子以爲。窮命之間。已經多年。姿體瘦萎。更無所恃。然非顯待情。不忍於悒而令持百取之機代物。參出貢獻。然天皇既忘先所命之事。問其赤猪子曰。汝者誰老女。何由以參來爾。赤猪子答曰。其年其月。被天皇之命。仰待大命。至于今日。經八十歲。今容姿既耆。更無所恃。然顯已志以參。出耳。於是天皇大驚。吾既忘先事。然汝守志待命。徒過盛年。是甚愛

本方には入組竹生ひ足繁竹生ひ入籠は不レ寢慥には不率宿。其思妻可憐

即ち、此の歌を持たしめて、返し使はしき。

(一六七) 亦、一時、天皇、遊行しつゝ美和河に到りませる時に、河の邊に衣洗ふ童女あり。其、容姿甚麗かりき。天皇、其の童女に汝は誰が子ぞと問はしければ、己が名は、引田部の赤猪子と謂すと答白しき。爾、詔らしめたまへらくは。汝嫁夫すてあれ。今喚してむと詔らしめたまひて、宮に還坐しき。故、其の赤猪子、天皇の命を仰待ちて、既に八十歳を経たりき。於是、赤猪子、以爲ひけるは、命を望ぎまちつる間に、己に、多くの年を経て、姿體瘦み萎けてあれば、更に所恃なし、然れども、待ちつる情を顯し白さくて

日下部の	此方の山と
此方々々の	山の峠に
本方には	立葉蘆
いくみ竹	立菜ゆる
後も組み寝む	平群の山の
(歌の大意) 日下部の此方の山と、彼方の平群山と、あちこちの山の間に葉廣な熊櫻が立ち聳えて居る	葉廣熊櫻
其の下の方に、いくみ竹、たしみ竹(いくみ、たしか、などいふ序にいふのである)が生えて居る、其のいくみ竹のいくみでは寝ずに歸るのである(いくみ寝るとは、其のたしみ竹の、たしかには寝ずにかへるが、いづれ、後ほど遠からず思ふまでになることであらう、わが深く思ふところの妻よ。	たしみ竹生ひ
(一六七) 或る時、御散歩の序に、美和河(式上郡)にお出になつた。河邊で衣を洗つて居る娘が有つたが、其が中々美しい娘であつた。	たしには率寝す
天皇、其の娘に向はせられ、	
「汝は誰の娘か。」とお尋ねになると、	

日本神典

(古事記原文) 悲心裏欲婚。憚其極老。不得成婚而賜御歌。其歌曰。美母呂能。伊都加斯賀母登。加斯賀母登。由由斯伎加母。加志波良袁登賣。又歌曰。比氣多能。和加久流須婆良。和加久間爾。章泥豆麻斯母能。渺伊爾祁流加母。爾赤猪子之泣涙。悉ニ濕其所服之丹楷袖。答其大御歌而能美夜比登。又歌曰。久佐迦延能。都岐阿麻斯。多爾加母余良牟。加微伊理延能波知須。波那婆知須。微能佐加理毘登。登母志岐呂加母。爾多ニ祿給其老女以返遺也。故此四歌者。志都歌也。

(古訓古事記) は悒くておもひ不忍とて、百取の机代物を持たしめて、参出で貢獻りき。然るに、天皇先に所命之事をば、既く忘らして、其の赤猪子に問はしけらく。汝は、誰やし老女ぞ。何由參來つると問はしければ、赤猪子答白しけらく。某の年某の月に、天皇の命を被りて、今まで大命を仰ぎ待ちて、八十歳を経にたり。今は、容姿既に者いて、更に、所恃なし。然はあれども、己が志を顯し白さむとしてこそ参出づれとまをしき。於是、天皇大く驚きまして、吾は既く先の事を忘れたり。然るに汝守志に命を待ちて、徒に盛年を過し事、甚愛悲しとのりたまひ、婚さま欲しくおもほせども其の極く老いぬるに憚りたまひて、得婚さずて、御歌を賜ひき。其の歌曰

御	諸	の
白	檣	が
檣	原	本
原	少	女

嚴白檣が本
忌々しき哉

三體古事記

「私は、引田部の赤猪子と申すもので御座います。」
と申上げた。そこで、天皇は、
「何れ召使ふ程に、嫁らずに居よ。」
と仰せられて、お還りになつた。
赤猪子は、仰せに依り、天皇のお召しを待つて、餘程の年になるまで嫁入りをしなかつた。赤猪子、思ふに、「お召を待つて、最早、何十年も過去つた。今は斯う、見る影もなく老萎れてしまつて、所詮待つた甲斐もあるまいが、待つたと云ふ其の真心だけなりとも申上げねば、あきらめられない」と、數々の魚鳥、蔬菜など取捕へ、其れを持つて獻上して來た。
天皇は、昔仰せられた事を、すつかり、お忘れになつて、
「汝は、何と云ふ老女ぢや、何ういふわけで參つた」とお尋ねになつた。

「私は、何の年の何の月に、陛下の仰せを蒙りまして、今日までお召出を待つて、長い歳を過しました。最早、容姿も此の通りで、お召使ひを願ふのでは御座いませんが、志だけを申上げませうと参りました」

本 神 典

(一六八) 天皇幸^ニ行吉野宮^ニ之時。吉野川之濱有童女。其形姿美麗。故婚^ニ是童女^ニ而還^ニ坐於^ニ宮。後更亦幸^ニ行吉野^ニ之時。留^ニ其童女之所^ニ遇。於^ニ其處立^ニ大御吳床^ニ而坐^ニ其御吳床^ニ。彈^ニ御琴^ニ令^レ爲舞^ニ其娘子^ニ爾因^ニ其娘子之好舞^ニ作御歌。其舞曰。阿具良草能^ニ加微能美豆母知^ニ比久許登爾^ニ麻比須流袁美那^ニ登許余爾母加母^ニ即幸^ニ阿岐豆野^ニ而御纏之時。天皇坐^ニ御吳床^ニ。蛇^ニ御腕^ニ即^ニ靖鈴來^ニ。御^ニ其虹^ニ而飛^ニ。(訓)靖鈴云阿岐豆^ニ於是作御歌。其歌曰。美延斯怒能^ニ袁和賀^ニ富岐美能^ニ。斯志麻都登^ニ。阿具良爾伊麻志^ニ。斯漏多閑能^ニ。蘇豆岐蘇那布^ニ。多古牛良爾^ニ。阿牛加岐都岐^ニ。

又
引田の若栗栖原率寢てましもの
老にける哉
若く間に
若く間に
若栗栖原率寢てましもの
赤猪子が泣く涙に、其の服せる丹摺の袖、悉温れぬ。其の大御
歌に答へまつれる歌曰。

又歌曰
御齋^ニに
神の宮人^ニ
下江の蓮^ニ
入江の蓮^ニ
身の盛^ニ人^ニ
爾^ニ其の老女^ニに、祿多に給ひて、返送りたまひき。故此の四歌は

三體古事記

と申上げた。天皇は大層驚かせられ、「もう、其の事は、遠うに忘れて居たのにお汝は、固く約束を守つて、青春を徒に過したか、可愛さうな事をした。」と仰せられ、お召使にならうかとも思召されたが、餘り年老つてゐるのに御遠慮あらせられ、其のまゝに還して、御歌を賜はつた、其の歌は、御諸のいつ櫻が木
かしはら處女
若いにけるかも
(歌の)大意(御詔の尊い神の山の、ゆゝしい櫻の木の處女の、さても、ゆゝしく清い操ではある。
居るよ。(初の三句は著間に)
赤猪子は、堪へかねて泣く、其の涙に、丹摺の衣類の袖が、皆しとくに濡れた。さて、御製にお答へ

曾能阿牟袁。阿岐豆波夜具比。加久能碁登。那爾渺波牟登。蘇良美都。夜麻登能久爾袁。阿岐豆志麻登布。故自其時。號ニ其野。謂ニ阿岐豆野也。

志都歌なり。

(一六八) 天皇、吉野宮に行幸せる時、吉野川の濱に童女の遇へる其、形姿美麗かりき。故、是の童女を婚して、宮に還坐しき。後に、更に、亦吉野に行幸せる時に、其の童女の遇りし所に留りまして、其處に、大御吳床を立て、其の御吳床に坐しまして、御琴を弾かして、其の娘子に舞爲しめたまひき。爾、其の娘子、好く舞へしに因りて、作御歌したまへる、其の歌曰。

吳床座の神の御手以
弾琴に舞ひ爲る女

即ち、阿岐豆野に幸まして、御獵せず時に、天皇、御吳床に坐しましけるに、蛇、御腕を咋ひけるを、蜻蛉來て、其の蛇を咋ひて、飛びにき。(蜻蛉を訓みて阿岐豆と云ふ)於是、作御歌したまへる、其の歌曰。

常世にもがも

申した歌に、
御諸に
神の宮人
つくや玉籠
瘡きあまし
誰にかも依らむ

(歌の)神の玉垣を築く土の、築き餘りを何處にどうしよう、其と同じ天皇の仰せを待つて、今まで過した此から先を、どう爲よう。

又、歌ふやう。

日下江の入江の蓮
ともしきろかも
(歌の)日下江の入江に蓮の花が奇麗に咲いて居る。あゝ其の盛りの身であつたらば、御奉公も出来たにあゝ、若い、盛りの人が羨ましい。

(一六八) 天皇、吉野宮(和)に行幸の時、吉野川の邊に居た、美しい娘を娶してお還りになつた後、亦吉野へ行幸をなされた時、先に其の娘とお遇になつた所に、お止りになり、其處に椅子を据ゑ、椅子に掛けて、琴をお弾きなさつて、其の娘に命じて、舞を舞はしめられた。そして娘が好く舞ふ

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百十二

(一六九) 又一時。天皇登々幸葛城之山上。爾大猪出。即天皇以ニ鳴鑓。射ニ其猪ニ之時。其猪怒而。宇多岐依來。(宇多岐三字以音)故天皇畏ニ其斯志。和賀意富岐美能。阿蘇婆志斯。志斯能。夜美斯志能。宇多岐加斯古美。和賀爾宜。能頌理斯。阿理袁能。波理能紀能延陀。

三吉野の猪鹿伏と。猪見し。大前に奏す。猪鹿待つと。白服。猪鹿勝。安見し。大前に奏す。猪鹿速。昨日。小牛漏が岳に誰ぞ。吾大君の袖着具ふ。蛇搔着き。靖蛇速。昨日。大和の國を。

故、其の時よりぞ、其の野を、阿岐豆野とは謂ひける。

(一六九) 一時、天皇、葛城の山上に登幸ましき。爾に、大猪出でたりき。即ち、天皇、鳴鑓を以ちて其の猪を射たまへる時に、其の

のを御覽になつて、お詠みになつた歌に。

胡床座の

神の御手もち

彈く琴に

舞する女

常世にもがも

(歌の) 我が彈く琴の音につれて、いかにもよく舞ふ此の女、いつまでも斯うして居たいものだ。天皇、阿岐豆野(吉野郡)御獵の時、椅子に掛けてお在になつたところが、一足の蛇が飛んで来て、天皇のお腕に喰付いた。すると、また、一足の靖蛇が、来て、其の蛇を食つて飛んで行つた、そこで、お歌がある。

三吉野のをむろが獄に

猪伏すと

誰ぞ

三吉野の大前に奏す

安見し

白榜の

其の蛇を

虚空みつ

(歌の)三吉野の小室に

猪や鹿が居ると申して來たものが有つたので、其を狩に來た。

(古事記原文)

(古調古事記)

四百十四

(一七〇) 又一時天皇登ニ幸葛城山之時。百官人等悉給著ニ紅紐之青摺衣服。彼時有其自所向之山尾。登上山上人。既等ニ天皇之幽簿。亦其裝束之狀。及人衆相似不傾。爾天皇望令而問曰。於茲倭國除レ吾亦無王。今誰人如此而行耶。答曰之狀亦如天皇之命。於是天皇大忿而矢刺。百官人等悉矢刺爾。其人等亦皆矢刺。故天皇亦問曰。然告其名。爾各告名而彈レ矢。於是答曰。吾先見問故吾先爲名。有宇都志意美者。自宇下五字。言離之神葛城之一言主之大神者也。天皇於是惶畏而白。恐我大神。有宇都志意美者。以晉不覺白而。大御刀及弓矢始而。脫百官人等所服之衣服。以拜獻。爾其一冒主大神手打受ニ其棒

猪怒りて、うたぎ依り來。故天皇其の宇多岐を畏みて、榛の上に登りましき。爾、歌曰したまはく。
在丘の榛の木の枝
あそばし
咆哮畏み
安見し
吾大君の
猪の惱猪の
あそばし
榛の樹の枝
ありをの

(一七〇) 又一時天皇葛城山に登幸ませる時。百官の人等悉に紅紐着ける。青摺の衣を給はりて服たりき。彼の時に、其所向の山の尾より、山の上に登る人有り。既に、天皇の幽簿に等しく、其の装束の状、及、人衆も相似て傾れず。爾に、天皇望して、問はしめ曰はく。茲の倭國に、吾を除きて、亦、王は無きを、今、誰人ぞ、如此て行くと、問はしめたまひしかば、答曰せる狀も、天皇の命の如くなりき。於是、天皇大く忿らして、矢刺したまひ、百官の人等も、悉に、矢刺しければ、其の人等も、皆、矢刺せり。

猪鹿を待つて、胡床にかけて居ると、手に、蛇が搔き着いた、其の蛇を、蜻蛉(とん)が來て早くも食つてしまつた。斯様にこの日本を秋津洲と云ふので、そのよい名を持つ蜻蛉が、名に背かぬ功を立てたのである。

それから、其の野原を阿岐野といふ事になつた。

(一六九) 又、或る時、天皇、葛城の山にお登りになつた。すると大きな猪が出て、天皇、箭矢を以て、其の猪を射させられたが、猪は怒つて哮り寄つて来る。天皇は其の哮り聲に畏れて、榛に逃上らせられた。そして、榛の上で、歌をお詠みになつた。

安見し
吾大君の
股迷上りし
ありをの
榛の樹の枝
あそばし
猪の惱猪の
あそばし
榛の樹の枝
ありをの

(一七〇) 天皇、又或る時、葛城山にお登りになつた時、百官、皆な、紅紐の付いた、青摺の衣を頂戴して着用した。其の時、向ふの山の麓より、山の上に登る人があつた。丁度、天皇の行列のやうで、装束から供奉の人々までよく似て孰が眞個か判らない。天皇、其れを御覽になつて、

物。故天皇之還幸時。其大神滿山末。於長谷山口。送奉。故是一言主之大神者。彼時所顯也。

(一七一) 又天皇。婚丸邇之佐都紀臣之女袁杼比賣。幸行二十春日。之時媛女遙道。即見幸行而逃。隱岡邊。故作御歌。其御歌曰。袁登賣能。伊加久流袁加袁。那須岐母。伊本知母賀母。須岐婆奴流母能。故號其岡謂金鉢岡也。

日本神典

故、天皇、亦問はしめ曰はく。然らば、其の名を告らさね。各、名を告りて、矢彈たむとのりたまひき。於是、答曰さく。吾先問えたれば、吾先名告爲む。吾は、雖惡事而一言、雖善事而一言、言難之神、葛城の一言主之大神なりとまをしたまひき。於是、天皇、惶畏みて白したまはく。恐し、我が大神現身有さむとは覺らざりきと白したまひて、大御刀、及、弓矢を始めて、百官の人等の服せる衣服を脱しめて、拜みて獻りき。爾、其の一言主大神、手打ちて、其の捧物を受けたまひき。故、天皇の還幸す時、其の大神、山を降來まして、長谷の山口に送奉りき。故、是の一言主之大神は、彼の時にぞ顯れませる。

(一七一) 又、天皇、丸邇之佐都紀臣が女、袁杼比賣を婚ひに春日に幸行せる時、媛女の道に逢へる、幸行を見て、岡邊に逃隠りき。故、作御歌したまへる。其の御歌曰。

娘子の隠る岡を

「朕を外に、日本に天子は無い筈、其様して行くは誰か。」
と、問はしめられた。すると、其答へが、天皇の命せの通りを、向ふからも申した。
天皇、ひどくお怒りになり、御伴の諸官と共に、ことく矢を番はせられた。
すると、やつぱり向ふの人々も同様に矢を番へた。で、天皇は、斯う問はしめられた。
「然らば、名を名乗れ。双方、名乗つた上で矢を放たう。」
之に向ふ人が答へて申すには。

「それでは、名乗らう、吾は、雖惡事而一言、雖善事而一言、言難の神、葛城の一言主之大神である。」
此の名乗を聞かせられて、天皇は謹んで、

「畏多い、大神の御神體を現はし給ふとは、思掛のない事であつた。」
と、仰せられ、太刀、弓矢を始め、百官の青緋の衣をも脱がせ、伏拜んで獻上させられた。

一言主大神の神體の現はれさせられたのは、此れが最初である。
天皇還御の時、其の大神は、山を下つて遠く長谷の山の口まで、お見送りなさつた。

(一七一) 又、天皇、丸邇の佐都紀臣の娘、袁杼姫を娶さうとて、春日(和)にお出になつたが、姫は

日 神 本 典

(一七二) 又天皇坐長谷之百枝
樹下爲豐樂之時。伊勢國之三重
妹。指舉大御盡以獻。爾其白枝櫻
葉落浮於大御盡。其妹不レ知ニ落
行其浮葉之葉。打伏其妹。以レ刀
刺充其頸。將レ斬之時。其妹白ニ天
皇曰。莫ミ殺吾身。有ニ應レ白事。即
歌曰。麻岐牟久能。比志呂乃美夜
波。阿佐比能。比傳流美夜。由布比
能。比賀氣流美夜。多氣能泥能泥陀
流美夜。許能泥能。泥婆布美夜。夜
本爾余志。伊岐豆岐能美夜。麻紀佐
久。比能美加度。爾比那閉夜爾。渺
斐陀且流。毛毛陀流。都紀賀延波。
本都延波。阿米袁渺幣理。志豆延波。比
那袁渺幣理。本都延能。延能宇良
婆波。那加都延爾。渺知布良婆開。

(一七二) 又、天皇、長谷の百枝櫻の下に坐しまして、豊樂爲
す時に、伊勢國の三重妹、大御盡を指舉げて獻りき。爾に、其の百
枝櫻の葉落ちて、大御盡に浮べりき。其の妹、落葉の盡に浮べる
を知らずて、猶、大御酒獻りけるに、天皇、其の盡に浮べる葉を
看行して、其の妹を打伏せ、刀を、其の頸に刺充てゝ斬りたまはむ
まひそ。白すべき事ありと曰して、即ち、歌曰ひけらく。

纏向の日代の宮は
朝夕日の日日照
竹根の根の日日照
足宮

途中で、天皇の行幸を見て、岡の方へ隠れてしまつた。

媛女の

い隠る岡を

金鉢も

五百箇もがも

(歌)媛女が岡に隠れてしまつた、鐵鉢の五百挺も欲い、其があつたら、彼の岡を鉢き機ねて、隠
處を見つけ出さうもの。

で、此の岡を金鉢の岡と名づけた。

(一七三) 又、天皇、長谷に在る百枝櫻といふ櫻の大木の下で、御酒宴をお開きになつた時、伊勢
國の三重の采女、御盡を捧げて來て、天皇に獻つたが、あやにく櫻の葉が落ちて盡に浮いた。采
女は、其れと氣も付かず、猶も御酒を獻つた。天皇、其の盡に櫻の葉の浮いて居るのを御覽になつて
かつと怒り給ひ、采女を打ち伏せて、刀を頸に當て、あはや斬殺さうとなされた。采女は聲を上げ、
「何卒、お許し下されませ、申上げたい事が御座ります」
と言つて、歌を詠んだ。

まきむくの

日代の宮は

朝日の

日照る宮

日本神典

(古事記原文)

那加都延能。延能宇良婆渡。斯毛都延爾。遙知布良婆閑。斯豆延能。延能宇良婆渡。阿理岐奴能。美幣能古賀。佐佐賀世流。美豆多麻宇岐爾。宇岐志阿夫良。遙知那豆佐比。美那志古志。多加比加流。比能美古。許登能。加多理暮登母。許袁婆。故獻此歌者。赦其罪也。爾大后歌其歌曰。夜麻登能。許能多氣知爾。古陀加流。伊知能都加佐。爾比那閑勢。許登能。加多理基登母。許袁婆。即天皇歌曰。毛毛志紀能。源富美夜比登波。宇豆良登理。比禮登理加氣月。麻那婆志良。袁由岐阿閑。爾波比能美古爾。登余美岐。多弓麻都良真木裂く。百足る。中つ枝は。上枝の下枝の。中つ枝の。下枝の。捧がせる。皆こをろ／＼に。事の語言も。此をば。(歌の)纏向の日代の宮は、朝日夕日の日さしの宜い處、堅い地盤の上に堅固に建てられた御殿である。其の御殿の外に、楓の大木が聳えて居て、上方の枝は天を覆ひ、中の枝は東の國を覆ひ、下の枝は其の外の地方を覆うて居る。上の枝の末葉は中の枝に落ちかゝり、中の枝の落

蘭下下中中上下中百新真八百嘗木の根の百士よしの分析
衣枝枝枝枝枝枝枝枝枝足木屋の
ののにのにのはるにはははは
三枝枝枝枝枝枝枝枝枝の末葉は
落枝落枝落枝落枝生楓生檜い根
觸觸觸觸觸觸觸觸觸觸は
三重の子が天を覆へり天を覆へり
枝の末葉は枝の末葉は枝の末葉は
落枝落枝落枝落枝立枝立枝立枝
觸觸觸觸觸觸觸觸觸觸は
三重の子が門を宮門を宮門を宮
落枝落枝落枝落枝築枝築枝築枝
觸觸觸觸觸觸觸觸觸觸は
三重の子が

(古調古事記)

四百二十

三體古事記

(俗語古事記)

雄略天皇

夕日の木の根の根ばふ宮根ばふ宮
真木裂く。百足る。中つ枝は。上枝の下枝の。中つ枝の。下枝の。捧がせる。皆こをろ／＼に。此しも甚に畏し事の語言も。此をば。(歌の)纏向の日代の宮は、朝日夕日の日さしの宜い處、堅い地盤の上に堅固に建てられた御殿である。其の御殿の外に、楓の大木が聳えて居て、上方の枝は天を覆ひ、中の枝は東の國を覆ひ、下の枝は其の外の地方を覆うて居る。上の枝の末葉は中の枝に落ちかゝり、中の枝の落

日本神典

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百二十二

須受米。宇受須麻理草豆。祁布母加母。佐加美豆久良斯。多加比加流。比能美夜比登。許登能。加多理基登母。許袁婆。此三歌者。天語歌也。故於此豐樂。譽其三重嫁而給多祿也。是豐樂之日。亦春日之袁杼比賣。獻大御酒之時。天皇歌曰。美那曾會久。渺美能袁登賣。本陀理登良須母。本陀理斗理。加多久斗良勢。斯多賀多久。夜賀多久斗良勢。本陀理斗良須古。此者宇岐歌也。爾袁杼比賣獻歌其歌曰。夜須美斯志。和賀渺富岐美能。阿佐斗爾波。伊余理陀多志。由布斗爾波。伊余理陀須多。和岐豆紀賀。斯多能。伊多爾母賀。阿世袁。此者志都歌也。天皇。御年壹佰貳拾肆歲。御陵在河内。之多治比高鶴也。

捧ける。浮脂に皆凝々光に。是しも甚に恐じ。落浸漬さひ。故に、此の歌を獻りしかば、其の罪赦さえにき。高小大和上。皆に、大后歌はしける、その歌曰。高花葉新屋に。高市に。此高市に。高廣の廣の廣に。高市に。此高市に。生立て。五百箇眞椿。照り坐す。高市に。此高市に。生立て。五百箇眞椿。照り坐す。高花葉新屋に。高市に。此高市に。生立て。五百箇眞椿。照り坐す。高花葉新屋に。高市に。此高市に。生立て。五百箇眞椿。照り坐す。

葉は下の枝にかかる。下の枝の葉は落ちて、三重の子(とを指す)が、捧げて居る、玉の御盃に浮く。其の浮いた光景が、彼の神代の昔、天地のはじめに、此の世界がふわりとして、浮脂のやうであつたといふ、其の有様の如くにもあり、又、伊弉諾、伊弉冉の命が、國々をお生みなさるときに、潮をろくに搔き給うたといふ、其のときの姿かとも見えて、まことに目出たい尊いことに心得ます。後の世の語草にならう、此は。

斯う、故い事など引いて、面白く歌ひなしたので、天皇は其の罪を赦して、三重の采女をお助けなされた。

此に就いて、皇后も、お歌を詠ませられた。

大和の	此の高市に	小高る
新嘗屋に	生ひ立てる	葉廣
其が葉の	廣りいまし	其の花の
高光る	日の御子に	五百箇眞椿
事の語ごとも	此をば	照りいます

(歌の)大和の此の高市の高いところに、葉廣の繁つた椿がある、其の葉の廣いやうに、天皇の御

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百二十四

豊御酒獻まつらせ
ことのかたりごともこをば
即ち天皇歌はしけらく。

鶴鳥鶴雀鶴尾行合
百敷城の大宮人は
領巾取掛けて群統居て
高日も歎光日の宮人
ことのかたりごともこをば
祿多に給ひき。
此の三歌は天語歌なり。故此の豊樂に其の三重妹を譽めて、
是の豊樂の日亦春日之袁杯比賣が大御酒獻る時に天皇歌
曰ひたまへる。

心が廣く、其の花のやうに美しく優しい御心を以つて、采女の罪をお恕しになつた尊い日の御子さまに、御酒を獻れよ、さあ。此の事は後の世までの語ぐさになるであらう。
そこで天皇もまた、お歌をお詠みになつた。

(大意)多くの宮中の者共が、領巾(スカーフの様なもの)をびらつかせ、あち行き、此方行きし、或は庭に鶴鶴の集つた様に、群がつて今日を樂しく皆酒びたりになるであらう。

此の三つの歌は、天語歌と云つて、酒宴の餘興に歌ふ歌である。

三重の采女は、命を助けられた上、多くの賜物を戴いた。

其の日、春日の袁杯姫が、御酒を獻つた時、天皇のお詠みになつた歌に曰く、

水潜ぐ臣の媛女
堅く取らせ確堅く
彌堅く取らせ酒樽取すも
彌堅く取らせ酒樽取すも

(古事記原文)

雄略天皇

四百二十五

日神本典

水溝ぐ
秀樽取すも
秀確堅く取せ
秀樽取す子
秀確堅く令レ取
此は宇岐歌なり。
爾に、袁杼比賣、歌を獻れる、其の歌曰。
安見し吾大君の
朝戸には倚り立スし
夕戸には倚り立スす
脇机が下シタの板ハタケにもが吾兄カネキ
此は志都歌なり。
天皇御年、壹佰貳拾肆歳。御陵は、河内の多治比の高鶴タカラヒに在り。

(歌の)臣の娘ミコトノメテが酒杯さかづきを持つて、酒さけを注さけがうとする。其の杯さかづきしつかと持てよ。

此の歌は、宇岐歌ウキガと云つて酒さけを注さけぐ時に歌うたふ歌うたである。

袁杼アザミ姫ヒメの獻ささつた歌うたに曰いく、

安みし、

吾大君ウタケミコトの

朝戸アサヒドには

い倚りスだシ

夕戸ヨロコトには

い倚りスだシす

脇机ワカツキが下シタの

板ハタケにも吾カネせを

(歌の)我が大君オホサムの、朝アサヒにも倚りスたり、晚ハルにも倚りスたりなされる脇息ワカツキは羨シモましい、其の板ハタケにな
りとも爲スりたいものよ。

此の歌は志都歌シトガと云つて静シタカに歌ウタふ歌ウタである。

天皇アマニワカ、御壽アムニシ百二十四歲シシナフ、お陵ハラハラは河内カハチの多治比タガハシの高鶴タカラヒに在る。

典 神 本 日

(一七三) 白髮大倭根子命。坐ニ伊波禮之斐栗宮に坐まして、天下治波禮之斐栗宮。治ニ天下也。此天皇無皇后。亦無御子。故御名代定ニ白髮部。故天皇崩後。無可レ治ニ天下之王也。於是問ニ日櫛所知之王也。市邊忍齒別王之妹。忍海郎女。亦名飯豐王。坐ニ葛城忍海之高木角刺宮也。

(一七四) 爾山部連小柄。任ニ針間國之宇時。到ニ其國之人民名志自牟之新室樂。於是盛樂。酒酣。以ニ次第皆舞。故燒火少子二口。居ニ龜傍。令レ舞ニ其少子等。爾。其一少子曰。汝兄先舞。其兄亦曰。汝弟先舞。如此相讓之時。其會人等。咲ニ其相讓之狀。爾遂兄舞訖。次弟將レ舞時。爲詠曰。物部之。我夫子之。取佩於ニ大刀之手上。丹畫著。其緒者。載ニ赤幡。立ニ赤幡。見者五十疇。山

(一七三) 白髮大倭根子命(清)伊波禮之斐栗宮に坐まして、天下治しめしき。此の天皇、皇后ましまさず。御子もましまさりき。故、御名代として、白髮部を定めたまひき。

(一七四) 爾に、山部連小柄、針間國の宰に任れる時に、其の國の人民、名は志自牟が新室に到りて樂す。於是盛に樂げて、酒酣なるとき、次第のまゝに皆舞ひぬ。故、燒火少子二口、龜の傍に居たる。其の少子等にも舞はしむるに、其の一の少子、汝兄、先舞ひたまへと曰へば、其の兄も、汝弟、先舞ひたまへと曰ふ。如此、相讓る時に、其の會へる人等、其の相讓らふ状を咲ひき。爾、遂に兄先舞ひ訖りて、次第に、弟、舞はむとする時に、爲詠曰つらく。

物部の、我が夫子が、取佩ける、大刀の手上に、丹畫著け、其の

清寧天皇

(一七三) 白髮大倭根子命、伊波禮之斐栗宮(大)にお在になつて、天下を治めさせられた。

此の天皇、皇后もましまさず、御子も無かつたので、御名を傳へる御名代として、白髮部をお定めになつた。

(一七四) 山部連小柄と云ふ人、播磨の國を治める仰を受けて行つたが、其の國の人志白牟と云ふ者が、新築の家で、酒宴を開いた。酒酣に及んで、主客皆な舞うた。龜の傍に居た一人の火焚き童にも舞はせたが、一人の弟は兄に向つて、先に舞へと云ひ、兄は弟に向つて、お前先に舞へと云ふ。斯う双方がもつともらしく譲合ふのを、可笑がつて人々は皆な笑つた。とう／＼兄が先に舞ふ事となり、舞ひしまつて、次に、弟が舞はうとする時、まづ、聲高く名乗るやう。

物部の 我夫子が 取佩ける 大刀の柄に

日本神典

三尾之竹矣。末詞岐(此二字以音)刈。末押靡魚簀。如調入絃琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之奴末爾。即小橋連聞驚而自床墮轉而追出其室人等。其二柱王子坐左右膝上。泣悲而集入民作假宮。坐置其假宮而。貢上驛使。於是其姨飯豐王聞歡而令上於宮。

(一七五) 故將治天下之間。平羣臣之祖。名志昆臣。立于歌垣。取其袁祁命將婚之美人手。其娘子者。菟田首等之女。名大魚也。爾袁祁命亦立歌垣。於是志昆臣歌曰。意富美夜能袁登都波多傳。須美加多夫祁理。如此歌而乞其歌末。之時。袁祁命歌曰。意富多久美。袁那美許曾。須美加多夫祁禮爾志昆臣亦歌曰。意富岐美能。許許呂袁

緒には赤幡を截ち。赤幡立てゝ見ゆれば五十隱る。山の三尾の竹を。本かき刈り。末押靡す魚簀。八絃琴を調べたる如。天下を治賜ひし。伊邪本和氣天皇の御子。市邊之押齒王の奴末。と。のりたまへば。即ち。小橋連聞驚きて。床より墮轉びて。其の室なる人等を追出して。其の一柱の王子を。左右の膝上に坐せまつり置きて。驛使貢上りき。於是。其の姨飯豐王聞歡して。宮に上らしめたまひき。

(一七五) 故天治下。平群臣の祖。名は志昆臣。歌垣に立ちて。其の袁祁命の婚さむとする美人の手を取り。其の娘子は。菟田首等が女。名は大魚といへり。爾袁祁命も。歌垣に立しき。於是志昆臣歌ひけらく。

大宮の彼方諸手
隅傾けり

丹かきつけ

其の緒には

赤幡をたち

見ゆれば

い隠る

赤幡立てゝ

本かき切り

末押なびかす

山のみをの

調べたるごと

天下

竹を

市邊の押齒王の奴御末

魚簀

八絃琴を

(大意)立派な壯男が太刀の柄に丹い飾をし。太刀の柄に赤い布片をつけ。如何にも目立つ姿のものさへ。隠れて見えないほど茂つて居る竹叢(初の十餘句は竹を言ひ出すまでの序竹)の竹を伐つて調べて作つた。八絃を調べ整へた様に、天下を治め整へさせられた。伊邪本別の天皇(履仲)の御子の、市邊の押齒王の子孫たるものである。吾々は。

これを聞いた。小橋連は打驚き。床から轉降りて。家中の人を追出して。一人の御子を左右の膝にお乗せ申し。泣悲しがだ。直様人民を集めて。假宮を作つて。其の假宮に御移し申上げ。早馬の使を以つて都に注進した。伯母君の飯豊の王は。大層お歡びになり。角刺宮に。お呼寄せになつた。此の二人の火焚き童は童富祁、袁祁の二王子であつたのである。

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百三十二

出良美。游美能古館。夜幣能斯婆加岐。伊理多受阿理。於是王子亦歌曰。斯本勢能。那袁理袁美禮婆。阿蘇尼久流。志尼賀波多傳爾。都麻多且理美由。爾志尼臣愈忿歌曰。意富岐美能。美古能志婆加岐。夜布士麻理。斯麻理母登本斯。岐禮卒志婆加岐。夜氣卒志波加岐。爾王子亦歌曰。意布袁余志。斯尼都久阿麻余。斯賀阿禮婆。字良胡本斯祁卒。志尼都久志尼。如此歌而闇明。各退。明日之時。意富祁命袁祁命。一柱議云。凡朝廷人等者。且參赴於朝廷。暨集於志尼門。亦今者志尼亦寢。亦其門無人。故非今者。雖可謀。即與軍。聞志尼臣之家乃殺也。

如此歌ひて、其の歌の末を乞ふ時に、袁祁命、歌曰ひたまはく。
大君の子の心を寛み
爾、志尼臣、亦歌曰ひけらく。
於是、王子、亦、歌曰ひたまはく。
妻立たり見ゆ
潮瀬の波折を見れば
志尼臣、愈忿りて、歌曰ひけらく。
遊び来る
八重の柴垣
大君の王の柴垣
八節
結り廻り
不入立あり
爾、志尼臣、愈忿りて、歌曰ひけらく。
波折を見れば
鮎が鰐手に

(一七五) 意富祁、袁祁の二王子が天下をお治めにならうとする頃、平群の臣の先祖、志尼の臣と云ふ人、歌垣(男女集りて歌を遊戯)に立つて、袁祁の命の娶さうと思召して居らせられる美人の手を取つた。其の美人は、菟田の首等の娘で、大魚と云ふ女であつた。袁祁の命も歌垣の仲においてになつたが、志尼の臣が歌ふには、

大宮の
をとつはたで
隅傾けり

(歌の)
(大意)あはゝ、お宮の屋根が歪んでる(袁祁王をそしるのである)

斯う歌つて、歌の結を乞うた。そこで、袁祁命の歌はせられるには、

大工匠
おぢなみこそ
隅かたぶけれ

(歌の)
(大意)大工が下手であればこそ歪んだのだ。

志尼の臣は、又歌ふ。

大君の
心をゆらみ(?)
八重の柴垣
入り立たずあり

(歌の)
(大意)如何に大王が心をあせられても、我が八重に結つた堅い柴垣には入れない。大魚との仲を妨げることは出来ない。(寛みと訓み、袁祁王の歌とせり)

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百三十四

(一七六) 於是二柱王子等。各相讓天下。意富祁命讓其弟袁祁命。曰。往於針間志自牟家時。汝命不顯名者。更非臨天下之君。是既爲汝命之功。故吾雖兄。猶汝命先治天下而堅讓。故不得辭。而袁祁命先治天下也。

截れむ柴垣 焼けむ柴垣
爾、王子亦歌曰ひたまはく。
大魚よし 鮎衝く海人よ
其有れば 心懸けむ
鮎衝鮎
如此歌ひて闡明して、退けまし。明旦、意富祁命、袁祁命、二柱、議りたまはく。凡て朝廷の人等は、且には朝廷に参赴り、晝は志昆が門に集ふ。亦、今は志昆亦寢たらむ、其門に人も無けむ。故、今ならずは、謀難けむとはかりて、即ち、軍を興して、志昆臣が家を圍みて殺りたまひき。

(一七六) 於是、二柱の王子等、各に天下を譲りたまひて、意富祁命、其の弟袁祁命に譲曰はく。針間志自牟が家に住めりし時に汝が命、名を顯したまはざらましかば、更に、天下臨らさむ君とはならざらましを。是既に、汝が命の功にぞありける。故吾兄には

王、亦歌はせられるには、

しほ瀬の なをりを見れば 遊び来る

妻立つ見ゆ

(歌の) 潮流の浪の高い處に鮎が游いで来る。鮎の傍に其の妻がついて居る。

志昆の臣は、益怒つて斯う歌つた。

大君の 大魚よし

截れむ柴垣

焼けむ柴垣

(歌の) 大君の柴垣、いかに嚴重に締め廻してあつても、截つて見せよう、焼いて見せよう、きつと、其の柴垣破らないではおかぬ。

王子も、また、歌はせらる。

鮎衝く鮎

(歌の) 鮎を衝く海人、鮎にはさういふ恐いものがある、悲しからう。(記傳、其他には此歌を志昆到頭夜明まで歌合戦をして、歌垣は解散となつた。翌朝、意富祁の命と、袁祁命と相談をなされるに、

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百三十六

有れども、猶、汝が命先、天下を治しめしてよといひて、堅く譲りたまひき。故、得辭みたまはすて、袁祁命ぞ、先、天下治しめしける。

朝廷の人たちは、朝は朝廷に参り、晝は志昆が家に集つて居る、志昆は今頃定めて寝て居るであらう、門には番人も居まい。機會は今である、と、軍を起して志昆の臣の家を攻撃み、志昆の臣を誅せられた。

(一七六) 一人の王子は、互に天下を譲あはせられ、意富祁の命が弟の命に仰せられるには、「播磨の志自牟が家に居た時、若しも御身が名乗らなかつたら、天下を治むる天皇となる筈ではなかつたらうもの、斯うなつたと云ふものは、皆な御身の手柄である。自分が兄に生まれては居るが、兎に角先に天下をお治めなされ。」

と、堅くお譲りになつたから、辭み兼ねて、到頭、袁祁の命が天下を治めさせられることになつた。

日 本 神 典

(一七七) 袁祁之石巢別命。坐ニ近飛鳥宮。治レ天ニ下捌歳也。天皇。娶ニ石木王之女難波王。无子也。此天皇。求ニ其父王市邊王之御骨。時。在ニ淡海國。賤老嫗參出自白。王子御骨所レ埋者。專吾能知。亦以ニ其御齒可レ知。(御齒者。如ニ三枝押齒坐也)爾起レ民掘レ土。求ニ其御骨。即瘞ニ其御骨。而。於ニ其蚊屋野之東山。作ニ御陵。葬以。韓俗之子等。令レ守ニ其御陵。然後持上其御骨也。故還上坐而。召ニ其老嫗。譽ト其不失見置知。其地よ以。賜レ名。號置目老嫗。仍召ニ入宮内。敦廣慈賜。故其老嫗所住屋者。近ニ作宮邊。毎日必召。故鐸ニ懸大殿戸。欲レ召ニ其老嫗。之時。必引ニ鳴其鐸。爾作御歌。其歌曰。阿佐遲波良。袁陀爾袁須疑豆。毛毛豆多布。奴豆由良久母。渺岐米

(一七七) 袁祁之石巢別命(顯宗近飛鳥宮に坐しまして、捌歳天の下治しめしき。この天皇石木王の女、難波王に娶ひましき。御子はましまさざりき。此の天皇、其父市邊の王の御骨を求ぎたまふ時に、淡海國なる、賤しき老嫗、參出で、白しつらく。王子の御骨を埋みたりし所は、専、吾能く知れり。亦、其の御齒以て知るべしとまをしき。(御齒は、三枝如す押齒坐せりき)爾、民を起て、土を掘りて、其の御骨を求めて、即ち、其御骨を獲たまひて、其の蚊屋野の東の山に、御陵を作りて、葬めまつりて、韓俗が子等に、其の御陵を守しめたまひき。故、還上り坐して、其の老嫗を召して、其の地を失れず見置きて、即ち、其御骨を獲たまひて、其の蚊屋野の東の山に、御陵を作りて、知れりし事を譽めて、置目老嫗と號ふ名を賜ひき。仍て、宮の内に召入れて、敦く廣く慈賜ひき。故、其の老嫗の住む屋をば、宮邊近く作りて、日毎に必ず、召しき。故、大殿の戸に、鐸を懸けて、其の老嫗を召さむとする時は、必ず、其の鐸を引鳴したまひき。爾、

顯 宗 天 皇

(一七七)

袁祁之石巢別命、近飛鳥宮(高市郡)にお在になつて、八年間天下を治めさせられた。此の天皇、石木の王の娘、難波の王を娶させられたが御子は無かつた。

「王の御骨の埋めてある場所は、私が能く存じて居ります。御齒(百合のやうに齒)を御覽になつたら、王と云ふ事が直ぐに解りませう」と申上げた。

そこで、早速人夫を使つて、土を掘り、押齒。王の御遺骨を掘出し、其の蚊屋野の東の山にお陵を作つて葬むつて、韓俗の子孫をお陵守に命ぜられた。

お還りになつてから、其の老嫗を召させられ、能くも、場所を忘れず味置、覚えて居たと、お譽になつて、置目老嫗と云ふ名を下賜はり、宮中に召入れて手厚く御いつくしみなされた。殊に置目の住む家を御殿近くの里に作つて住はせ、毎日、必ず、お召がある、御殿の戸に、大きな鈴を懸け、置目をお召になる時は、其の鈴をお鳴らしなつた。こゝで天皇の御製がある。

久良斯母。於是置目老嫗。白僕甚耆老。欲退本國。故隨白退時。天皇見送。歌曰。意岐米母夜。阿布美能游岐米。阿須用埋波。美夜麻賀久理豆。美延受加母阿良牟。

(一七八) 初天皇逢難逃時。求奪其御糧。猪甘老人上是得求。喚上而斬於飛鳥河之河原。皆斷其族之膝筋。以是至今。其子孫上於倭之日。必自跋也。故能見志米岐其老所在。(志米岐三字以音)故其地謂志米須也。

(一七九) 天皇深怨殺其父王。之大長谷天皇欲報其靈。故欲毀其大長谷天皇之御陵。而遣人之時。其伊呂兄意富祁命奏言。破壞是御陵。不可遣他人。事僕自行。如天皇之御心。破壞以參出爾。天皇詔然隨命。宜幸行。是以意富

作御歌したまへる、其の歌曰。

淺茅原あさもはら小谷こだにを過すて
百傳もとふ
鐸くわゆらくも

置目來おきめらしも

於是、置目老嫗、僕甚く耆老にたれば、本國に退歛しと白しき。故、白せる隨に退りたまふ時に、天皇見送らして歌曰ひたまほく。

置目おきめもや
明日あしたよりは
近江おうみの置目おきめ

不見歟えみかも有む

(一七八) 初天皇難に逢ひて、逃げまし時に、其の御糧を奪りし、猪飼の老人を求ぎたまひき。是に求ぎ得たるを、喚上げて飛鳥河の河原に斬りて、皆、其の族の膝の筋を断ちたまひき。是を以て、今に至るまで、其の子孫倭に上る日、必ず、自ら、跋ぐなり。故、其の老の所在を能見しめき。故、其他を志米須と謂ふ。

淺茅原あさもはら
小谷こだにを過すて
もゝづたふ
鈴すずらくも

置目來おきめらしも

置目おきめは、

(歌の) 芝原や小谷を傳うて遠く鈴の音が聞えたたら、おつゝけ、置目が来るであらう。

其後、置目は、

(歌の) 大分、歳が寄りましたから、故郷に歸りたうなりました

と、申上げた。願ひのまゝにお許があつて、お見送りになつた時、天皇のお詠みになつた歌には、

置目もや

近江おうみの置目おきめ

明日あしたよりは

深山隠ふかやまりて

見えずかもあらむ

(大意) 置目や、近江の置目や、明日からは、見えなくなるのであらう、名残り惜しい。

(一七八) 天皇、昔、災難に遇つて、お逃げになつた時、辨當を奪取つた、山城の猪飼の老人をお探しに

しになり、探出して飛鳥川(大)の河原で、斬罪に處し、其の一族の、膝の筋を、斷らせられた。それ

故、其の子孫の大和に上る時には、跋をひいて來るのである。老人の居た所は志米須と謂ふ。

(一七九) 天皇、其の父を殺された大長谷(天皇)を、深くお怨みになり、其の靈に復讐を爲よう

と思召めし、其のお陵を毀しに、人を遣はさうとなさせられた時、兄王の意富祁の命は

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百四十二

祁命自下幸而少掘其御陵之傍。還土復奏言既掘壞也。爾天皇異其早還上而詔如何破壞答白少掘其陵之傍土天皇詔之欲報父王之仇必悉破壞其陵何少掘乎答曰所以爲然者父王怨欲報其靈是誠理也然其大長谷天皇者雖爲父之怨還爲我之從父亦治天下之天皇是今單取父仇之志悉破治天下之天皇陵者後人必誹謗唯父王之仇不可非報故少掘其陵邊既以是恥足示後世如此奏者天皇答詔之亦大理如命令可也。

故天皇崩即意富祁命知天津日繼天皇御年參拾捌歲治天下之八歲御陵在片岡之石坏岡上也。

(一七九) 天皇其の父王を殺したまひし、大長谷天皇を深く怨みまつりて、其の靈に報いむと欲しき。故、其の大長谷天皇の御陵を毀らむと欲して人を遣す時に、其の同母兄意富祁命の奏言したまはく。是の御陵を破壞らむには他人を遣すべからず。専僕自ら行きて、天皇の御心の如、破壞りて参出むとまをしたまひき。爾天皇然らば命の隨に幸行ませと詔りたまひき。是を以て、意富祁命自ら下幸まして、其の御陵の傍を、少掘りて還上らして、既に壊壞異みまして、如何さまに破壞りたまひしそと詔りたまへば、其の御陵の傍の土を少掘りつと答白したまひき。天皇詔りたまほく。父王の仇を報いむと欲ふなれば、必ず其の陵を悉に破壞りてむをりぬと復奏言たまひき。爾に、天皇、其の早く還上りませることを異みまして、如何さまに破壞りたまひしそと詔りたまへば、其の御陵の傍の土を少掘りたまひしそとのりたまへば、答白したまほく。然爲つる所以は、父王の怨を、其の靈に報いむと欲すは誠に理なり。然れども、其の大長谷天皇は、父王の怨にはあれども、還りては、

「其のお陵を破壞する爲めならば、他の人を遣してはなりません。私が自身に行つて、思召し通に破壊して参りませう」と仰せられた。

「では、貴方が御行なさるが宜しからう」と、天皇の許を得て、意富祁命は、大長谷天皇のお陵に行かせられ、お陵の傍を少し掘つて、お還りになり。

「お陵を破壊して参りました」とお尋ねになると。

「お陵の傍の土を少し掘つて参りました」とお尋ねがあつた。

「父王の仇を報いる爲めならば、陵全部を破壊して還られさうなものを、何うして土を少し掘つたばかりで還られました」

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百四十四

我が從父にまし、亦、天下治しめし天皇にますを、今單に、父みこの仇といふ志をのみ取りて、天下治しめし天皇の陵を悉に破りなば、後人必ず誹謗りまつりてむ。唯し父王の仇は報いすはある可らず。故、其の陵邊を少掘りつ。既に是く恥みせまつりてあれば、後の世に示すに足なむ。如此奏したまひつれは、天皇、是も、亦、大理なり。命の如くて可とぞ答詔たまひける。故、天皇崩りまして、即ち、富禪命、天津日繼知しめしき。

この天皇、御年、參拾捌歲、八歲天下治しめしき。御陵は、片岡之石坏岡上に在り。

「成程、父王の怨を報いんと思召さるゝは御尤もで御座る、併し大長谷天皇は、父王の仇とは云へ、我々の伯父君にも當り、又、天下を治めさせられた天皇であつて見れば、只だ父王の仇と云ふ點のみで、其の天下を治めさせられた天皇のお陵を破壊したらば、後人の誹謗がありませう。けれども、父の仇は報いねばならぬ。其處で、お陵の傍を少し掘つて參りました、是れだけ恥かしめて置くと、後人に憚る事もありますまい」

と、仰せられた、天皇も、

「其れはまことに、道理である、汝の爲された通で宜しい」

と仰せられた。

天皇、崩御の後は、意富禪の命が、天皇の御位を繼がせられた。此の天皇、御齡三十八歲、八年間天下を治めさせられた。御陵は片岡の石坏岡(葛下郡)の上に在る。

(古事記原文)

(一八〇) 意富祁命。坐ニ石上廣高宮。治ニ天下也。天皇娶ニ大長谷若建天皇之御子春日大郎女。生御子。高木郎女。次財郎女。次久須毘郎女。次手白髮郎女。次小長谷若雀女。次眞若王。又娶ニ丸迺日爪臣之女。糠若子郎女。生御子。春日山田郎女。此天皇之御子。并七柱。此之中小長谷若雀命者治ニ天下也。

(古訓古事記)

(一八〇) 意富祁命(仁賢), 石上廣高宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、大長谷若建天皇の御子、春日大郎女に娶ひまして、生みませる御子、高木郎女。次に、財郎女。次に、久須毘郎女。次に、手白髮郎女。次に、小長若雀命。次に、眞若王。又、丸迺日爪臣の女、糠若子郎女を娶して、生みませる御子、春日山田郎女。此の天皇の御子たち、併せて七柱ます。此の中に、小長谷若雀命は、天下治しめしき。

仁 賢 天 皇

(一八〇) 意富祁命、石上廣高宮(大和國)にお在になつて天下を治めさせられた。
此の天皇、大長谷若建(雄略)天皇の御子、春日大郎女を娶して生ませられた御子は、高木の郎女と、財郎女と、久須毘郎女と、手白髮郎女と、小長谷若雀命と、眞若王の六人、又、丸迺日爪の臣の娘、糠若子郎女を娶して、生ませられた御子は、春日山田の郎女一人、合せて七人、其中で小長谷若雀命が、天下を治めさせられた。

(俗語古事記)

仁賢天皇

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百四十八

(一八一) 小長谷若雀命。坐ニ長谷之列木宮。治ニ天ニ下捌歲也。此天皇无太子。故爲御子代。定ニ小長谷部也。御陵在片岡之石坏岡也。天皇既崩。無可レ知ニ日續之王故品太天皇五世之孫。袁本杼命。自ニ近淡海國ニ令ニ上坐ニ而。合レ於手白髮命。授ニ奉天下也。

(一八一) 小長谷若雀命(武烈)、長谷の列木宮に坐しまして、八歳天下治しめしき。此の天皇、太子ましまさす。故、御子代として、小長谷部を定めたまひき。御陵は、片岡の石坏岡に在り。この天皇、既に崩りまして、日繼知しめすべき王ましまさす。故、品太天皇(應神)の五世の孫、袁本杼命を、近淡海國より、上坐さしめて、手白髮命に合せまつりて、天下を授けまつりき。

武烈天皇

(一八一) 小長谷若雀命。長谷の列木宮(式上郡)にお在になつて、八年間天下を治めさせられた。此の天皇、皇太子ましまさず、御子代として、小長谷部をお定めになつた。お陵は片岡の石坏岡(大和國)に在る。(葛下郡)此の天皇、崩御の後、お世嗣がなく、品太天皇(應神)五世の孫、袁本杼命を近江國より、お上りにならせて、手白髮命の蟄君として、天下をお授け申した。

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百五十

(一八二) 袁本杼命。坐伊波禮之王穗宮。治天下也。天皇。娶三尾君等祖名若比賣。生御子。大郎子。次出雲郎女。(二柱) 又娶三尾張連等之祖凡連之妹目子郎女。生御子。廣國押建金日命。次建小廣國押楯命。(二柱) 又娶意富祁天皇之御子手白髮命。是大后也。生御子。天國押波流岐廣庭命。(波流岐三字以音一柱) 又娶息長眞手王之女麻組郎女。生御子。佐佐宜郎女。(一柱) 又娶坂田大股之王女黑比賣。生御子。神前郎女。次茨田郎女。(三柱) 又娶茨田連小望之女關比賣。比賣。生御子。茨田大郎女。次白坂活日子郎女。次小野郎女。亦名長目比賣。(三柱) 又娶三尾君加多夫之妹倭比賣。生御子大郎女。次丸高王。次耳(上)王。次赤比賣郎女。(四柱)

(一八二) 袁本杼命(繼體天皇)伊波禮の玉穗宮に坐しまして、天下治しめしき。この天皇、三尾君等が祖。名は、若比賣を娶して、生みませる御子、大郎子。次に、出雲郎女。(二柱) 又、尾張連等が祖。凡連が妹、目子郎女を娶して、生みませる御子、廣國押建金日命。次に、建小廣國押楯命(一柱) 又、意富祁天皇(仁賢天皇)の御子、手白髮命(是は大后にます)に娶ひまして、生みませる御子、天國押波流岐廣庭命(一柱) 又、息長眞手王の女、麻組郎女を娶して生みませる御子、佐々宜郎女。(一柱) 又、坂田大俣王の女、黒比賣を娶して、生みませる御子、神前郎女。次に、茨田郎女。次に、馬來田郎女。(三柱) また、茨田連小望が女、關比賣を娶して、生みませる御子、茨田大郎女。次に、白坂活日の郎女。次に、小野郎女。亦の名は、長目比賣(三柱) 又、三尾君、加多夫が妹、倭比賣を娶して生みませる御子、大郎女。次に、丸高王。次に、耳王。次に、赤比賣郎女。(四柱) 又、阿部之波延比賣を娶して、生みませる御子、若屋郎女。次

繼體天皇

(一八二) 袁本杼の命、伊波禮の玉穗の宮(大和國)にお出になつて、天下を治めさせられた。

此の天皇、三尾の君等の先祖、若姫を娶して生ませられた御子は、大郎子と、出雲の郎女の一人、又、尾張の連等の先祖、凡連が妹、目子の郎女を娶して、生ませられた御子は、廣國押建金日命と、建小廣國押楯。命の一二人。又、意富祁天皇の御子、手白髮の命(皇后)を娶して、生ませられた御子は、天國押波流岐廣庭命一人。又、息長眞手王の娘、麻組の郎女を娶して、生ませられた御子は、佐々宜郎女一人、又、坂田の大俣王の娘、黒姫を娶して、治ませられた御子は、神前郎女と、茨田の郎女と、馬來田の郎女の二人。又、茨田連小望が娘、關姫を娶して、生ませられた御子は、大郎女と、白坂活日郎女と、小野郎女一名長目姫の三人。又、三尾君、加多夫が妹、倭姫を娶して、生ませられた御子は、大郎女と、丸高の王と、耳の王と、赤姫の郎女の四人。又、阿部の波延姫を娶して、生ませられた御子は、若屋郎女と、都夫良郎女と、阿豆の王の三人。合せて十九人(男十二人)其中で、天國押波流岐廣庭の命が、天下を治めさせられた。次に、廣國押建金日命、次に、建小廣國押楯の命のお一方も天下を治めさせられた。佐々宜の王は、伊勢の神宮の神官とならせられた。

又娶三阿倍之波延比賣生御子。若屋郎女。次都夫良郎女。次阿豆王。
 (三柱)此天皇御子等。并十九王。
 (男七。女十二)此中天國押波流岐廣庭命者治天下。次廣國押建金日
 命治天下。次建小廣國押桶命治
 天下。次佐佐宜王者。拜伊勢神宮也。此御世。竺紫君石井。不レ從天
 皇之命而多レ无禮。故遣ニ物部荒甲之大連。大伴之金村連二人而。
 穀石井也。天皇御年肆拾參歲。
 御陵者。三島之藍御陵也。

に、都夫良郎女。次に、阿豆王(三柱)此の天皇の御子等、併せて
 十九王(男七ばしら女十二ばしら)此の中に、天國押波流岐廣庭命(天皇)は天下治しめしき。次に、廣國押建金日命(天皇)
 も天下治しめしき。次に、建小廣國押桶命(天皇)も天下治しめ
 しき。次に、佐々宜王は、伊勢神宮を拜きまつりたまひき。
 此の御世に、竺紫君石井、天皇之命に従はずして無禮こと多かりき。
 故、物部荒甲之大連、大伴之金村連一人を遣して、石井を殺らしめ
 たまひき。
 この天皇、御年、肆拾參歲、御陵は、三島之藍にあり。

此の御世に、竺紫君、石井、天皇の命に従はず、無禮が多かつた。其處で物部の荒甲の大連と、大伴の金村連の二人を遣させられて、石井をおぼしになつた。
 此の天皇、御年四十三歳、お陵は三島の藍(播津國)に在る。

(古事記原文)

(一八三) 廣國押建金日命。坐ニ勾之金箸宮治天下也。此天皇無御子也。御陵在三河内之古市高屋村也。

(古訓古事記)

(一八三) 廣國押建金日命(安閑)、勾の金箸宮に坐しまして、天下治しめしき。此の天皇、御子ましまさざりき。御陵は、河内の古市高屋村に在り。

四百五十四

安閑天皇

(一八三) 廣國押建金日命、勾の金箸の宮(高市郡)にお在になつて、天下を治めさせられた。

此の天皇には御子が無かつた、お陵は河内の古市高屋村(河内郡)に在る。

(俗語古事記)

安閑天皇

四百五十五

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百五十六

(一八四) 建小廣國押桶命。坐檜
壇之廬入野宮。治天下也。天皇。
娶意富祁天皇之御子橘之中比賣
命。生御子。石比賣命。(訓石如石
下效此)次小石比賣命。次倉之若江
王。又娶川内之若子比賣。生御子
火穗王。次惠波王。此天皇之御子
等并五王。(男三女二)故火穗王者。
(志比陀君之祖)惠波王者(韋那君
多治比君之祖也)。

(一八四) 建小廣國押桶命(宣化)、檜壇の廬入野宮に坐しまして天
下治しめしき。この天皇、意富祁天皇(仁賢)の御子、橘之中比
賣命に娶ひまして、生みませる御子、石比賣命。次に、小石比賣命。
次に、倉之若江王。又、川内之若子比賣を娶して、生みませる御子、
火穗王。次に、惠波王。此の天皇の御子等、併せて五柱(男三女
二)故、火穗王は、志比陀君の祖。惠波王は、韋那君、
多治比君の祖なり。

宣化天皇

(一八四) 建小廣國押桶命、檜壇の廬入野宮(大和國)にお在になつて天下を治めさせられた。
此の天皇、意富祁の天皇の、御子、橘中姫の命を娶して、生ませられた御子は、石姫の命と、小
石姫の命と、倉之若江の王の三人。又、河内の若子姫を娶して、生ませられた、御子は、火穗の王と、
惠波の王の一人、合せて五人(男三人、女二人)、其中、火穗の王は、志比陀君の先祖、惠波の王は、韋那君、
多治比君の先祖である。

日本神典

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇。坐ニ師木島大宮治天下也。天

皇。娶檜堀天皇之御子石比賣命。生御子。八田王。次沼名倉太玉敷

命。次笠縫王。(三柱)又娶其弟小石比賣命。生御子。上王。(一柱)又

娶春日之日爪臣之女糠子郎女。生

御子。春日山田郎女。次麻呂古王次

宗賀之倉王。(三柱)又娶宗賀之稻

目宿禰大臣之女岐多斯比賣。生御

子。橘之豐日命。次妹石堀王。次足

取王。次櫻御氣炊屋比賣命。次亦麻

呂古王。次大宅王。次伊美賀古王。

山代王。次妹大伴王。次櫻井之玄

王。次麻奴王。次橘本若子王。次泥

杼王。(十三柱)又娶多志比賣命之

姨小兄比賣。生御子。馬木王。次葛

城王。次間人穴太部王。次三枝部穴

太部王。亦名須賣伊呂杼。次長谷部

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇(欽明天皇) 師木島大宮

坐しまして、

天下治しめしき。この天皇、檜堀天皇の御子、石比賣命に娶ひまして、生みませる御子、八田子。次に、沼名倉太玉敷命。次に、

笠縫王(三柱)又、其の弟、小石比賣命に娶ひまして、生みませる御

子、上王(一柱)又、春日之日爪臣の女、糠子郎女を娶して、生みませ

せる御子、春日山田郎女。次に、麻呂古王。次に、宗賀之稻目宿禰大臣の女、岐多斯比賣を娶して、生みませ

る御子、橘之豐日命。次に妹、石堀王。次に、足取王。次に、豊

御氣炊屋比賣命(推古)。次に、亦、麻呂古王。次に、大宅王。次に、

伊美賀古王。次に、山代王。次に妹、大伴王。次に、櫻井之玄王。

次に、麻奴王。次に、櫻本之若子王。次に、杼泥王(十三柱)又、岐

多志比賣命の姨、小兄比賣を娶して、生みませる御子、馬木王。次

に、葛城王。次に間人穴太部王。次に、三枝部穴太部王。亦の名は、

須賣伊呂杼。次に、長谷部若雀命。(五柱)凡て、此の天皇の御子

欽明天皇

(一八五) 天國押波流岐廣庭天皇、師木島の大宮(式上郡)にお在になつて、天下を治めさせられた。此の天皇、檜堀天皇(天皇)の御子、石姫の命を娶して、生ませられた御子は、八田王と、沼名倉太玉敷の命と、笠縫王の三人、又、其の弟、小石姫の命を娶して、生ませられた御子は、上の王一人、又、春日之日爪臣の娘、糠子の郎女を娶して、生ませられた御子は、春日山田の郎女と、麻呂古の王と、宗賀之倉王の三人、又、宗賀之稻目宿禰大臣の娘、岐多斯姫を娶して、生ませられた御子は、橘之豊日命と、妹、石堀王と、足取王と、豊御氣炊屋姫の命と、亦、麻呂古の王と、大宅の王と、伊美賀古の王と、山代の王と、妹、大伴の王と、櫻井之弦王と、麻奴の王と、櫻本之若子の王と、度泥の王の十三人、又、岐多志姫の伯母、小兄の姫を娶して、生ませられた御子は、馬木の王と、葛城の王と、間人穴太部の王と、三枝部の穴太部の王、一名須賣伊呂度と、長谷部若雀の命の五人、凡て此の天皇の御子達廿五人、其中で、沼名倉太玉敷の命が、天下をお治めになつた、次に、橘之豊日の命、次に、豊御氣炊屋姫の命、次に、長谷部若雀の命も、天下をお治めになつた。御兄弟四人までも、天下を治めさせられた。

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百六十

若雀命。(五柱)凡此天皇之御子等。并廿五王。此之中沼名倉太玉敷命者。治天下。次橘之豐日命。治天下。次豐御炊屋比賣命。治天下。次長谷部之若雀命。治天下也。并四王治天下也。

(一八六) 沼名倉太玉敷命。坐他田宮。治天下。壹拾肆歲也。此天皇娶庶妹豐御食炊屋比賣命。生御子靜貝王。亦名貝鯨王。次竹田王。亦名小貝王。次小治田王。次葛城王。次宇毛理王。次小張王。次多米王。次櫻井玄王。(八柱)又娶伊勢大鹿首之女小熊子郎女。生御子。比呂比賣命。次寶王。亦名糠代比賣王。(二柱)又娶息長眞手王之女。比呂比賣命。生御子。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。(三柱)又娶春日中若子之女。布斗比賣命。次寶王。亦名糠代比賣王。忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次坂騰王。次宇遲王。次春日中若子之女。

等併せて廿五王。此の中に沼名倉太玉敷命(敏達)は天下治しめしき。次に橘之豐日命(用明)も天下治しめしき。次に、豊御食炊屋比賣命(推古)も天下治しめしき。次に長谷部之若雀命(崇峻)も天下治しめしき。次に、長谷部之若雀命(崇峻)も天下治しめしき。併せて四王なも天下治しめしける。

(一八六) 沼名倉太玉敷命(敏達)。他田宮に坐しまして、壹拾肆歲、天下治しめしき。此の天皇、庶妹、豊御食炊屋比賣命(推古)に娶ひまして、生みませる御子、靜貝王。亦の名は、貝鯨王。次に、竹田王。亦の名は、小貝王。次に、小治田王。次に、葛城王。次に、字毛理王。次に、小張王。次に、多米王。次に、櫻井玄王(八柱)又、伊勢大鹿首の女、小熊子郎女を娶して、生みませる御子、布斗比賣命。次に、寶王。亦の名は糠代比賣王(一柱)又、息長眞手王の女、比呂比賣命に娶ひまして、生みませる御子、忍坂日子人太子。亦の名は、麻呂古王。次に、坂騰王。次に、宇遲王(三柱)又、春日中若子が娘。老女子郎女を娶して、生ませられた御子は、忍坂日子人太子。亦名麻呂古王。次に、坂騰王。次に、宇遲王の三人、又、春日中若子が娘。老女子郎女を娶して、生ませられた御子は、難波の王と桑田の王と春日の王と、大俱の王の四人、合せて十七人、其中

敏達天皇

(一八六)

沼名倉太玉敷命、他田宮(式上郡)にお在になつて、十四年間、天下を治めさせられた。

此の天皇、庶妹、豊御食炊屋比賣命を娶して、生ませられた御子は、靜貝の王、一名貝鯨の王と、竹田の王、一名小貝の王と、小治田の王と、葛城の王と、宇毛理の王と、小張の王と、多米の王と、櫻井弦の王の八人、又、伊勢の大鹿の首の娘、小熊子の郎女を娶して、生ませられた御子は、布斗姫の命と、寶の王一名糠代姫の王の一人、又、息長眞手の王が娘、比呂姫の命を娶して、生ませられた御子は、忍坂日子人太子。又、春日中若子が娘。老女子郎女を娶して、生ませられた御子は、難波の王と桑田の王と春日の王と、大俱の王の四人、合せて十七人、其中

お陵は川内科長(河内國)に在る。

日本神典

老女子郎女。生御子。難波王。次桑田王。次春日王。次大股王。(四柱)此天皇之御子等。并十七王之中。日子人太子。娶庶妹田村王亦名糠代比賣命。生御子。坐岡本宮治天下之天皇。次中津王。次多良王(三柱)又娶漢王之妹大股王。生御子。智奴王。次妹桑田王(二柱)又娶庶妹玄王。生御子。山代王。次笠縫王。(二柱)並七王。御陵在川內科長也。

(一八七) 橋豐日命。坐池邊宮。

治天下參歲。此天皇。娶稻目宿禰大臣之女。意富藝多志比賣。生御子。多米王。(一柱)又娶庶妹間人穴太部王。生御子。上宮之厩戸豊聰耳命。次久米王。次植栗王。次茨田王。(四柱)又娶當麻之倉首比呂之女。飯女之子。生御子。當麻王。次妹御子是、當麻の王と、妹須賀志呂古の郎女の一一人。

(一八七) 橋豐日命(用明)、池邊宮に坐しまして、參歲天下治しき。此の天皇、稻目宿禰大臣の女、意富藝多志比賣を娶して、生みませる御子、多米王(一柱)又、庶妹、間人穴太部王に娶ひまして、生みませる御子、上宮之厩戸豊聰耳命。次に、久米王。次に、植栗王。次に、茨田王(四柱)又、當麻之倉首比呂が娘、飯女之子を娶して、生ませられた

御陵は、川内科長に在り。

(一八七) 橋豐日命(用明)、池邊宮に坐しまして、參歲天下治しき。此の天皇、稻目宿禰大臣の女、意富藝多志比賣を娶して、生みませる御子、多米王(一柱)又、庶妹、間人穴太部王に娶ひまして、生みませる御子、上宮之厩戸豊聰耳命。次に、久米王。次に、植栗王。次に、茨田王(四柱)又、當麻之倉首比呂が娘、飯女之子を娶して、生みませる御子、山代王。次に、笠縫王(二柱)併せて七王。

用明天皇

(一八七)

橋豊日命、池邊宮にお在になつて、三年間、天下を治めさせられた。此の天皇、稻目宿禰大臣の娘、意富藝多志比賣を娶して、生ませられた御子は、多米の王一人、又、庶妹、間人穴太部の王を、娶させられて、生ませられた御子は、上宮之厩戸聰耳の命(聖德太子)と、久米の王と、植栗の王と、茨田の王の四人、又、當麻之倉首比呂が娘、飯女之子を娶して、生ませられた御子は、當麻の王と、妹須賀志呂古の郎女の一一人。

此の天皇のお陵は、石寸の抜上(大和國)に在つたのが、後に、科長の中の陵に遷された。

三體古事記

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百六十四

須賀志呂古郎女。此天皇。御陵在二石寸抜上。後遷科長中陵也。

(一八八) 長谷部若雀天皇。坐倉椅柴垣宮。治レ天ニ下肆歲。御陵。在倉椅岡上也。

娶して、生みませる御子、當麻王。次に、妹須賀志呂古郎女。此の天皇、御陵は、石寸抜上に在りしを、後に、科長中陵に遷しまつりき。

(一八八) 長谷部若雀天皇(崇峻天皇)。倉椅柴垣宮に坐しまして、肆歲、天下治しめしき。御陵は、倉椅岡上に在り。

崇峻天皇

(一八八) 長谷部若雀天皇、倉椅柴垣宮(大和國)にお在になつて、四年間、天下をおなめになつた。

お陵は、倉椅岡上(大和國)に在る。

(古事記原文)

(古訓古事記)

四百六十六

(一八九) 豊御食炊屋比賣命。坐ニ小治田宮。治レ天ニ下ニ參拾漆歲。御陵在大野岡上。後遷ニ科長大陵也。

(一八九) 豊御食炊屋比賣命(推古)、小治田宮に坐しまして參、拾漆歲、天下治しめしき。御陵は、大野岡上に在りしを、後に、科長大陵に遷しまつりき。

古事記下卷終

古事記下卷終

推古天皇

(一八九) 豊御食炊屋姫命、小治田宮(高市郡)にお在になつて、三十七年間、天下をお治めになつた。お陵は、大野岡上(大和國)に在つたが、後に、科長の大陵(河内國)に遷しまゐらせた。

古事記について

一、古事記の成立と作者

古事記は三巻で上巻は神武天皇御東征以前即ち神話、中・下巻は神武天皇御東征より推古天皇の御代までの歴史が多分に傳説的色彩を以て叙されてゐる。文章は漢文と和文の混つたものを漢字で表現したもので、純漢文より所謂萬葉假名への過渡期を示すものとして文學的にも興味深いものである。

古事記の成立は、その序に記されてゐる如く稗田阿禮が故事をよみならつてゐたのを元明天皇の和銅年間に太安麻呂に命じて筆録させたものである。太安麻呂は太氏の氏の長者で父は天武天皇に仕へ、かの壬申亂に大功があり、安麻呂は從四位下を賜はり、養老七年に歿してゐる。稗田阿禮については古來色々な説がある。中でも平田篤胤の女性説は異色がある。篤胤は阿禮が天錆女尊の末裔であることを考證して阿禮を女性と見たのであるが、これは面白い見方である。然し大體男性説が通説となつてゐる。

また阿禮が「よみならふた」といふ事にも、諳誦論と記録整理論の一論がある。諳誦論は阿禮が語

部なる誦譜を職とする部族の中の秀でた一人として單に故事を傳誦してゐたとする説である。記録整理とは天武天皇以前に於て既に多くの記録・文獻が成立してゐたことから、阿禮もそれらに携る舍人の中の優秀なるものとして考へ、その整理した記録を老齢の故を以て安麻呂に傳へ、且指導的助言をしたものであるとする説である。現在は大體後者の方が通説となつてゐるやうである。

何れにしても古事記は、我國の正史である六國史に先行して編述されたもので、國民的自覺の向上してきたことを如實に物語るものである。

二、古事記の諸本

古事記の原本は古い時代に湮滅し、古寫本の如きも非常に少いのである。その中でも有名なものを大體年代順に掲げて見る。

- 真福寺本（大須本）
- 道祚本（伊勢本）
- 春瑜本（伊勢一本）
- 前田家本
- 祕閣本（楓山本）

神宮文庫本
學習院本
曼殊院本

京大本

等々

真福寺本とは名古屋市大須真福寺藏本の謂で筆者は同寺の僧賢瑜、筆寫年代は應安四年頃である。本書の奥書によつて、鎌倉時代の弘長三年に藤原通雅が鴨院文庫の本により古事記の中巻を筆寫し、同じく文永年間にも古事記の筆寫されたことが分るが、それらのものが現存してゐない以上、本書は古事記最古の寫本として貴重なることは云ふまでもない。本書の價値は校異本として見るべく、底本とするには不適當である。

次の道祚本及び春瑜本は、前者は應永三十一年六月、僧道祚の筆寫、後者は同じく應永三十三年八月、僧春瑜の筆寫するところ、仍て共に應永本とも稱せられる。本書はその當時現存してゐたと思はれる遍照院本・興光寺本なる兩本の轉寫校合によつたものであるが、傳來その他の事情は詳かでない。

古事記とト部家とは非常に關係の深いものがある（真福寺本にも關係がある）が、前田侯爵家に傳はる前田家本はト部家の人によつて書寫されたことが記されてある。即ち本書は、應永三十一年をへ

だつる約百年の後、大永二年にト部兼永によつて筆寫されたものである。しかもその原據はト部家の傳本であるといふ。しかし本書はのち慶長十二年、祐範といふ者が勅本によつて校合したといふ奥書があるので、現存本はこの時の寫本と思はれる。

次の祕閣本は慶長十九年、京都神龍院の僧梵舜が筆寫獻納したものであるが、その神龍院はト部兼俱の創めたところで書寫原本は前者と同じくト部家傳本である。ここにもト部家と古事記との關係が見られる。

以上は寫本であるが、主なる古刊本は左の如くである。(明治以後は省く)

寛永版本

渡會延佳校本

訂正古訓本

新刻古事記正文 等々

右の中、寛永版本は寛永二十一年の夏、洛陽書林前川茂右衛門の上木になるもので、刊本最古のものである。訂正古訓本は享和三年十月の開版で、本居宣長の門下長瀬真幸が師の記傳によつて訂正をしたもので、宣長の序文が加へられてゐる。新刻古事記正文は、慶應三年に仙臺の伊達藩で教科書として出版したものである。

三、古事記の註釋書

日本書紀の註釋は、早く世に行はれて註釋書の數も非常に多いが、古事記は書紀に比すれば比較的尠い。今左に主なるものを大體年代順に掲げて簡単な解説を附して見る。

古事記註釋書及び關係書一覽表

古事記裏書	古事記頭古事記	古事記集解	古事記事跡	古事記古訓	古事記古字書	古事記詳説
一卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷	三卷
ト部會田	河岡田田田村	渡賀田田田秀	多賀真義正春	賀茂田根佳文	賀茂田利滿	賀茂田俊淵
五	安宗	眞眞眞	眞義	眞義	眞義	眞義
	武淵	淵淵淵	淵淵淵	淵淵淵	淵淵淵	淵淵淵

古校古古譯標古古古古古古古古
事註事事註事事事事事事事事
古記古事記古事記古事記古事記
通記讀講通講事記讀講傳標玄序略
解本義釋義記本義略註解解解記

三一一一一二十七二一六三三
卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷

當井服池大川加佐吉敷吳龜多三大
山上部邊久上藤伯岡田田田國關
亮賴元義初廣高有德年樂鶯考幽
七道文彥象雄樹文義明治安谷泉眠克

標古古古古古古古古古古古古
事註事事古事古事古事古事古事
古記古記古記古記古記古記古記
事標便義正異傳音記裏書校
記註要解傳考傳註訂り典旨記傳解

二三二二五二五一寫二三三
卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷

村上那鬼鬼岩橋小岸齋富富長本加
上田河島島政野本藤士瀬居藤
忠及通廣廣信守高彦御真宣美
順淵高蔭蔭古部潔流磨杖杖幸長樹
六

古事記古事記古事記古事記古事記古事記
 古事記和歌略記新講古事記歌解釋抄本
 古事記謡歌記註新釋古事記神名類聚義林考釋抄本
 古事記歌集講古事記人名類聚義林考釋抄本
 古事記縫物名詞解釋抄本
 古事記紀
 古事記
 古事記
 古事記
 古事記
 古事記
 古事記
 古事記

四六三一一二一三一卷卷卷卷卷卷卷卷
 十九卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷卷

高高高是太植荒內賀大植次小池
 橋橋橋代田木山茂塚松田貞
 残弘水真契龍
 夢夢夢穗安潤老龍淵沖夫安潤景
 中澤野憲司見明

古事記物語
 古事記記嘶
 古事記伽嘶
 古事記新研究
 古事記神話の新研究
 古事記の新研究
 古事記論

一一一一一
 卷卷卷卷卷

濱田中耕
 鈴木重吉
 川玄耳耘
 津田左吉
 石川三四郎
 倉野憲司
 中澤見明

右の中「古事記裏書」は、現存の註釋書のうち最古のもので、著者はかのト部家の兼文、文永十二年二月十四日成とある。この書の寫本は宮内省圖書寮本と神宮文庫本との二種が現存してゐるが、後者の上巻裏書の終りに

應永三十一年甲辰七月五日以尾崎坊之本書寫了沙彌道祚

とあり、前に述べた道祚本書寫の後、これを筆寫したことを見してゐる。この書は岸本由豆流が發見し、平田篤胤の紹介によつて名高くなつたものである。その時は宣長は既に歿してゐたので、宣長も見る事が出來なかつた。現存最古のものである處にその價値がある。然し内容は厳密な註釋書ではな

く、事に托して陰陽五行説等もあらはれ、いはば著者の感想錄といつた方が適切であるかも知れない。

「鼈頭古事記」は、神道家である度會延佳の著で貞享四年二月二十九日成とある。内容は本文校正以外に多く傍訓が施されてあり、引用書目は日本紀・風土記・萬葉集・延喜式・新撰姓氏錄・和名抄・古今集等に及んでゐる。

「古事記頭書」「假字書古事記」は、賀茂真淵晩年の著にかゝり、何れも次の宣長の古事記傳の素地をなすもので、その點注目すべきものがある。前者は鼈頭古事記を讀んでその頭に訓釋の異見を書き入れたものである。後者は本文を假名書にして頭註を掲げたものである。宣長は江戸の真淵からこれを借りて筆寫してゐる。現存の神宮文庫本は天明二年、荒木田經雅の寫したものである。

「古事記傳」四十四卷は、本居宣長の著作で古事記註釋書の壓巻であることは、こゝにいふまでもない。本書は彼が真淵門下に加つて間もない明和元年に稿を起し、寛政十年に完稿した。三十五歳より六十九歳に至る實に三十有五年に亘る努力の結晶である。卷一は總論、卷二は古事記序文の註解、卷三以下は本文の註釋である。本文の校訂は延佳本・村井敬藏古寫本・真福寺本等に依つてゐる。註釋においては先人の説では賀茂真淵・谷川士清・横井千秋・内山眞龍・白尾國柱・服部中庸等の説が採られてゐるが、この中眞淵と士清の説が最も多く取りいれられてゐる。この書に盛られてゐる該博

な考證と卓見は實に驚くべきものがある。

「古事記燈大旨」は、富士谷御杖著で文化五年の刊。本書は御杖の神典解釋上の學說で特に言靈論は有名である。彼は宣長の大和心を寧ろ唐心として非難してゐる。

「難古事記傳」は、橘守部の著で所謂本居學を敍することに終始してゐる。

宣長以後は彼の大著に押されて古事記の研究は尠くなつたが、明治に入ると急に活潑になつて来る。即ち明治七年には村上忠順の「古事記標註」、明治八年には多田孝泉の「略解古事記」、明治十一年には敷田年治の「古事記標註」、明治十六年には吉岡徳明の「古事記傳略」、明治二十五年には佐伯有義の「古事記講義」、明治二十六年には大久保初雄の「古事記講義」等が出てゐる。

關山製本

昭和十五年九月十五日 印刷
昭和十五年九月二十日 第一刷發行

三體古事記
定價金武圓五十錢

編纂 誠文堂新光社編輯部

東京市神田區錦町一丁目五番地

發行者 小川菊松

印刷者 井關敦雄

東京市神田區錦町十九番地

發行所

株式會社 誠文堂新光社

東京市神田區錦町一丁目五番地

電話神田二二二六一二二九番
振替東京六二九四番

明治印刷



終

